

# 総括審査会会議記録（第 1 号）

令和 7 年 3 月 1 7 日

福島県議会

1 日時

令和7年 3月17日（月曜）

午前 10時30分 開会

午後 3時49分 散会

2 場所

議 場

3 会議に付した事件

別紙のとおり

4 出席委員

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 金 澤 拓 哉 君 | 2番  | 誉 田 憲 孝 君 |
| 3番  | 木 村 謙一郎 君 | 5番  | 石 井 信 夫 君 |
| 6番  | 佐 藤 徹 哉 君 | 7番  | 佐々木 恵 寿 君 |
| 8番  | 半 沢 雄 助 君 | 9番  | 猪 俣 明 伸 君 |
| 10番 | 山 田 真太郎 君 | 11番 | 吉 田 誠 君   |
| 12番 | 鳥 居 作 弥 君 | 13番 | 山 口 洋 太 君 |
| 14番 | 山 内 長 君   | 15番 | 渡 辺 康 平 君 |
| 16番 | 鈴 木 優 樹 君 | 17番 | 渡 邊 哲 也 君 |
| 18番 | 江 花 圭 司 君 | 19番 | 水 野 透 君   |
| 20番 | 山 口 信 雄 君 | 21番 | 真 山 祐 一 君 |
| 22番 | 安 田 成 一 君 | 23番 | 渡 部 英 明 君 |
| 24番 | 三 村 博 隆 君 | 25番 | 水 野 さちこ 君 |
| 26番 | 大 橋 沙 織 君 | 27番 | 佐 藤 郁 雄 君 |
| 28番 | 佐 藤 義 憲 君 | 29番 | 高 宮 光 敏 君 |
| 30番 | 先 崎 温 容 君 | 31番 | 佐々木 彰 君   |
| 32番 | 鈴 木 智 君   | 33番 | 伊 藤 達 也 君 |
| 34番 | 荒 秀 一 君   | 35番 | 橋 本 徹 君   |
| 36番 | 大 場 秀 樹 君 | 37番 | 三 瓶 正 栄 君 |
| 38番 | 宮 本 しづえ 君 | 39番 | 佐 藤 政 隆 君 |
| 40番 | 長 尾 トモ子 君 | 41番 | 渡 辺 義 信 君 |

42番 山 田 平四郎 君  
44番 矢 吹 貢 一 君  
47番 佐久間 俊 男 君  
49番 古 市 三 久 君  
51番 満 山 喜 一 君  
53番 佐 藤 憲 保 君  
55番 宮 下 雅 志 君  
57番 瓜 生 信一郎 君  
議長 西 山 尚 利 君

43番 佐 藤 雅 裕 君  
45番 安 部 泰 男 君  
48番 高 野 光 二 君  
50番 宮 川 えみ子 君  
52番 太 田 光 秋 君  
54番 今 井 久 敏 君  
56番 亀 岡 義 尚 君  
58番 神 山 悦 子 君

## 5 議事の経過概要

(午前 10時30分 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総括審査会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名を行う。

会議録署名委員は委員長より、石井信夫委員、山田真太郎委員を指名する。

直ちに質問に入る。

通告により発言を許す。

水野透委員。

水野透委員

自由民主党議員会の水野透である。通告に従い質問を行う。

初めに、福島デスティネーションキャンペーン2026に向けた取組についてである。

いよいよ来月からプレDCが開催される。次年度開催されるDCは、福島県が誕生して150年、震災と原発事故の発災から15年という重要な節目の年であり、この機会に国内外から多くの人に来てもらい、本県の宝を楽しんでほしいと思う。そして、迎える側である市町村や事業者なども、DC開催に向けて様々な企画や取組を準備しているとのことであり。さらなる誘客促進のため、県がサポートしていく必要があると考える。

そこで県は、福島DCに向けた市町村や事業者等の取組をどのように支援してい

くのか。

観光交流局長

県では、本番ＤＣに向け、市町村や事業者等が実施を検討している特別企画やそれぞれの地域が持つ観光コンテンツの磨き上げ、販路開拓、ＰＲ活動等に対する補助制度を新年度新たに創設する。引き続き、市町村や観光事業者等と連携を図りながら、それぞれの地域の宝がさらに魅力を増し、持続可能な観光資源につながるよう支援していく。

水野透委員

次に、県及び市町村における入札参加資格申請様式の共通化についてである。

現在、県や市町村における工事や物品等の入札参加資格申請は、一部電子化している自治体があるものの、各市町村の県に準じた様式や独自様式により、紙による申請が多い状況と認識している。私自身、市役所に勤務していた際、紙で受付した申請書類を審査し、パソコンにデータ入力する作業で大変苦勞した経験がある。県や市町村の入札参加資格申請における項目や様式を統一し、将来的な電子化を見据えて共通化していくことで、職員はもとより、事業者側の負担軽減になると考える。

そこで、県及び市町村において、入札参加資格申請様式の共通化を図るべきと思うが、県の考えを聞く。

総務部長

申請様式の共通化は、事業者の利便性の向上や事務の効率化を図る観点から有効と考えている。現在、国がワーキングチームを立ち上げ、様式の共通化、申請手続の電子化について検討を進めていることから、検討状況を踏まえ、市町村との協議会を活用するなどして関係機関と連携し、検討を進めていく。

水野透委員

次に、水道事業の広域化についてである。

昨年10月のテレビ番組で22年後に鏡石町の水道料金が日本一高くなると放送された。これは、調査期間と鏡石町の浄水場の整備期間が重なり、その事業費が加算されたために推定額が高く算出されたことによるものである。鏡石町は、突出して全国一高くなることはないと説明している。

人口減少や施設の老朽化など、水道事業の経営環境が厳しさを増す中、水道事業を運営する市町村等は、施設の計画的な更新や、耐震化水道料金の見直しも含めた

経営健全化など、様々な課題に対処していく必要がある。また、安定した水源の確保に苦勞している市町村では、他市町村との連携が解決手法の一つと考えられる。広域的な調整には課題も多く、単独で行うには限界がある。これらのことから、将来にわたって水道事業を安定的かつ持続的に経営するためには、広域自治体である県が中心となり、水道事業の広域化を促進することで、水道事業の経営基盤の強化を図り、諸課題の解決につなげていくことが重要であるとする。

そこで県は、水道事業の広域化を推進するため、どのように市町村等を支援していくのか。

保健福祉部長

水道事業の広域化は、人口減少が進む中、水道事業の経営基盤の強化を図る上で極めて重要であり、広域化に関する検討会の開催や具体的な取組への助言を行ってきた。今年度はさらに、衛星を活用した漏水調査の共同発注に係る支援や広域的に水道施設を接続する費用の試算を行っている。引き続き、市町村等を支援し、水道事業の広域化を推進していく。

水野透委員

次に、物価高騰対策の取組についてである。

連日、エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価の高騰が報じられている。地元住民からも、昨今の物価高騰の影響により家計や事業経営が厳しい状況にあると切実な声が上がっている。昨年10月1日から郵便料金が30年ぶりに値上げされ、はがきが63円から85円になった。手紙が趣味の近所のおばあちゃんから、「はがきが値上がりする前に買いだめしたので、また手紙出すから。」と言われたため、「差額の22円分の切手は貼ってくださいね。」とお願いした。

国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を創設するなど、物価高騰対策を進めている。県において、様々な物価高騰対策を講じているとは思いますが、物価上昇の影響は今後も続くと思われ、こうした国の交付金も活用して対策していくべきとする。

そこで知事は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰対策にどのように取り組んでいくのか。

知事

長引く物価高騰により、県内においても、県民生活や事業活動に広く影響が及ん

であり、その影響を緩和するため、生活者支援と事業者支援を両輪として、適時適切に対策を講じていく必要がある。

このため、生活困窮者の光熱費を支援するとともに、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、L Pガス利用者の料金の負担軽減、中小企業や農林水産事業者、医療機関、社会福祉施設など幅広い人への光熱費の補助、地域公共交通機関や運送事業者等への事業継続支援など、様々な取組を実施している。

引き続き、国に対し必要な財政措置を求めつつ、臨時交付金を最大限に活用して適切に対策を講じ、県民が安心して暮らし、事業を営むことができるよう取り組んでいく。

水野透委員

次に、在留外国人の自動車運転免許試験についてである。

日本に住む外国人が運転免許を取得する際に、学科試験を受験するが、言語が異なる人が受験するのは大変だと思う。在留外国人が交通知識を正しく身につけ、安全に運転してもらうためにも運転免許の学科試験を受ける際の配慮が必要と考えるが、県警察は増加する在留外国人の運転免許取得にどのように対応しているのか。

交通部長

在留外国人の運転免許取得に対応するため、運転免許センター内に英語などによる案内を表示しているほか、外国語による運転免許試験の受験拡大を進めており、令和6年6月からは、これまでの英語及び中国語に加え、ベトナム語、ネパール語など新たに18言語を追加し、合計20の言語による学科試験を実施している。

引き続き、在留外国人が円滑に運転免許を取得できるよう環境整備に努めていく。

水野透委員

次に訪日外国人の交通安全対策についてである。

全国的に訪日外国人の増加が著しく、本県の観光でレンタカーを使用する外国人が少なくないと思う。これは県外の話だが、レンタカーを使用して交通事故を起こした外国人が、責任を取ることなく帰国してしまったとの話を聞いたことがある。

本県での令和6年における訪日外国人によるレンタカーでの人身事故の発生件数について、県警察に聞く。

交通部長

令和6年における訪日外国人のレンタカー利用による人身交通事故は発生してい

ない。

水野透委員

訪日外国人が日本で運転する場合には、本国との交通ルールの違いや、日本車のハンドル位置の違いなどに戸惑うことも少なくないと思う。県内で交通事故を起こすことなく、安全に運転してもらうためにも、訪日外国人の運転者に日本の交通ルールを理解してもらう必要がある。

そこで、訪日外国人の運転者に対する交通安全の啓発について、県警察の取組を聞く。

交通部長

本県を訪れた外国人運転者が、交通ルールに戸惑うことがないように、ホームページにおいて、英語、中国語、韓国語の3か国語で自動車の左側通行や信号標識の意味、交通事故の対応要領等を掲載しているほか、交通ルールの基本的な事項には、分かりやすいよう6か国語に拡大して動画を作成している。

引き続き、観光地が点在する本県の特徴を踏まえ、効果的な取組を推進していく。

水野透委員

次に、小中学校におけるキャリア教育についてである。

人工知能AIが発達しても、なくなる仕事は7つあると言われている。エンジニア、営業職、データサイエンティスト、介護職、カウンセラー、コンサルタント、教師である。子供たちが育つ社会環境は、求められる人材も変化しており、子供たちが早い段階から将来について考える機会を持つ必要がある。そのためには、県内の小中学校においてキャリア教育を充実させることが重要であると考えます。

そこで県教育委員会は、公立小中学校におけるキャリア教育にどのように取り組んでいくのか。

教育長

公立小中学校のキャリア教育は、児童生徒の発達段階に応じて、校内での係活動や職場体験活動等に取り組むことにより、学ぶことと働くことのつながりについて考え、将来の目標を立てて努力する力などの育成を図っている。

今後とも、好事例の普及に努め、児童生徒が生涯にわたって学び続け、自分らしい生き方を実現できるよう、キャリア教育の充実に取り組んでいく。

水野透委員

高校生に対するキャリア教育も同様に重要と考えている。高校生は、夢と希望にあふれている。自分の才能を見いだして、それを伸ばすことが教育である。私も20歳の頃、夢を追いかけて東京でフリーアルバイターとして、様々な職業を経験した。その頃の私の夢は、中学校高校の先生になることだった。様々な仕事を経験することで、将来の教え子たちの進路指導に役立つのではないかと考えたこともあった。高校生の進路は様々である。高等学校において、自分の将来について考え、主体的に自分のキャリアをイメージできるようにする必要があると考えている。

そこで県教育委員会は、県立高等学校におけるキャリア教育にどのように取り組んでいるのか。

教育長

県立高校のキャリア教育は、自己の適性を理解し、将来の職業選択を視野に入れながら、自らの進路について深く考える力を育むことが大切である。

このため、各学校において、大学教授、地元企業の社会人等を講師とした講話や、インターンシップを実施し、生徒が大学での学びや仕事について理解し、考えを深める取組を進めており、今後とも生徒の勤労観、職業観を育み、進路実現を図っていく。

水野透委員

次に、外国語指導助手についてである。

外国語指導助手（ALT）の中には、学校では第二言語、いわゆる公用語として英語を習得したの者がおり、出身国のなまりが身についているため、標準的でない発音やイントネーションをする者も少なくない。県立美術館において大ゴッホ展が開催されるが、本物を見聞することはとても重要なことである。小学校3年生から始まる外国語活動では、コミュニケーション力を獲得する上で、標準的な発音やイントネーションの習得が必要不可欠である。つまり、第一言語として英語を習得した外国語指導助手のネイティブの発音やイントネーションに触れることが重要であると考えます。

そこで、県教育委員会が任用している外国語指導助手のうち、英語を第一言語としている者の割合について聞く。

教育長

県教育委員会では外国語指導助手を35名任用しており、そのうち英語を第一言語

としている者は33名で、割合としては94%である。

また、第一言語としていない外国語指導助手についても、JETプログラムの応募要件にある「正確かつ適切に運用できる優れた語学力」がある者として任用している。

水野透委員

県教育委員会で任用しているのは、JETプログラムから派遣された外国語指導助手であることは承知した。外国語指導助手に期待できる教育効果は、文化や習慣なども学ぶことができることである。例えば、日本人の感覚では、座って話をするときに足を組むのは失礼に当たるが、アメリカではそうではない。諸説あるが、アメリカ人が足を組むのは、リラックスした状態でお互いに腹を割って話そうという意味があるそうだ。また、足を組んでいると、いきなり立ち上がって相手を攻撃することはできないことから、敵対意識がないという意思表示だそうだ。

JETプログラムの目的は、外国語の習得だけでなく、地域の国際理解と交流の進展を図ることでもある。市町村では、JETプログラム以外の民間事業者による任用もあり、採用や研修の方法も民間事業者で独自に行われていると聞いている。県としては、市町村と連携を図りながら、市町村任用外国語指導助手の育成にも力を入れていくべきではないかと考える。そのためにも、まずは、県が任用しているJETプログラム外国語指導助手の研修のさらなる充実を目指していくべきではないか。

そこで県教育委員会は、外国語指導助手に対する研修をどのように行っているのか。

教育長

児童生徒の英語力向上を図るためには、外国語指導助手の授業での関わり方が重要であることから、配置校教員との連携の図り方や、実践的コミュニケーション能力を育成する指導方法などについて研修を実施しており、今後も、外国語指導助手が自身の経験を生かし、能力を十分に発揮できるよう研修の充実に努めていく。

水野透委員

次に、福島県青少年会館についてである。

青少年会館は、昭和54年の開館以来46年が経過し老朽化が進んでいるなどの理由から、令和8年6月に閉館し、その後解体の上、跡地は、県中央児童相談所の移転

・改築のために活用することが報道されている。(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構が事務局となっている福島県青少年育成県民会議やふくしま・結婚子育て応援センターは市内に移転し、これまでどおり業務を継続していくと聞いている。

また、会館にはボーイスカウト福島連盟、ガールスカウト福島県連盟、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会、県レクリエーション協会などが入居し事務所を構えているが、今後、自ら移転先を探す必要がある。長年にわたり青少年会館に入居していたこれらの団体は、移転先の確保に苦慮しており、青少年行政の一翼を担う団体でもあることから、県でもサポートをすべきと考える。

そこで、県青少年会館の閉館に伴う入居団体の移転先確保を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

県青少年会館の入居団体の移転は、会館を所有・運営する(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構において、先月初めに入居団体に事情を説明し、その後、話し合いを始めていると聞いている。

県としては、機構に対し、入居団体との対話を継続しながら必要な情報提供を行うなど、退去期限の令和8年3月末まで丁寧に対応するよう求めている。

水野透委員

若者の魅力発信、交流促進について、若者の県外流出は本県の課題である。

昨年の本県における転出超過は全国で5番目に多く、年代別に見ると、20代が半数近くで最も多く、若い世代を中心とした県外転出が続いている。

一方、私は、若い世代が進学や就職を機に上京し、異なる環境の中で様々な経験を積むことは、広い視野を養い、キャリア形成を促進する貴重な機会でもあると考えている。そこで重要なことは、県外で暮らす本県出身の若者が転職や結婚、子育てといった新たなライフステージにおいて、今後の人生を考える際に、ふるさとへのUターンを選択できる環境を整えることであり、Uターンを選択するきっかけになるよう、本県で暮らす魅力を伝え、さらなる機会をつくっていくことが必要であると考えている。

そこで県は、若い世代のUターン促進に向け、どのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

若い世代のＵターン促進は、本県出身の若者等がふるさとに目を向けるきっかけを積極的かつ継続的に創出することが重要である。このため、今年度は、本県出身者が福島の魅力に改めて触れ、親睦を深める大規模交流会等を都内で初めて開催したほか、オンラインによるつながりづくりを開始した。

新年度は、今年度の参加者の意見を踏まえてコンテンツの充実を図るとともに、より効果的な情報発信に取り組むなど、創意工夫を重ねながら、Ｕターンを促進していく。

水野透委員

次に、地域交通の維持確保についてである。

国と協調し、県が補助を行っている地域間幹線系統バス、いわゆる広域バス路線について、現在、本来の補助要件である１日当たり輸送量15人を下回っていても、東日本大震災に伴う激変緩和措置によって補助対象とされている。しかしながら、今後、この激変緩和措置が終了すれば、一部の系統では国庫補助対象外となる可能性があるため、再編成や見直しが必要となる。

そこで、県が補助を行っている広域バス路線のうち、国庫補助対象外となるおそれがある系統数を聞く。

生活環境部長

県が補助を行っている広域バス路線は47系統あり、このうち国庫補助対象外となるおそれがある系統数は18系統である。このため、運行経路の見直し等を内容とする利便増進実施計画を策定したところであり、国の認定が受けられた際には、国庫補助対象外となるおそれがある系統数は８系統に減少する見込みである。

水野透委員

次に、県は広域バス路線に対する補助に加え、市町村が運行する乗合バスやコミュニティバス、さらにはデマンド交通に対しても独自に支援している。

そこで、広域バス路線及び市町村が運行する乗合バス等に対する県の補助額を聞く。

生活環境部長

令和７年度当初予算における広域バス路線に対し約４億円、市町村が運行する乗合バス等に対し約２億4,000万円の補助額を計上している。

水野透委員

次に、路線バスの廃止や減便が相次いでいる地域にあっては、交通空白を生じさせないよう、市町村が運行するデマンド型乗合タクシーなど、デマンド交通の重要性が今後ますます高まっていくと考えられる。

そこで県は、デマンド型乗合タクシーを運行する市町村をどのように支援していくのか。

生活環境部長

デマンド型乗合タクシーは、市町村の財政力指数等に応じた運行費用の補助に加え、本格運行に移行するための実証事業に対しても補助を行っている。

新年度は、運転手確保に係る補助制度をタクシー事業者にも拡大することとしており、引き続き、地域の実情に応じた柔軟な運用ができるよう、デマンド型乗合タクシーを運行する市町村を支援していく。

水野透委員

水郡線について、昨年12月に全線開通から90周年を迎えた水郡線は、私の地元である須賀川市の東部を走り、沿線地域の高校生をはじめとした通勤通学の足となっている一方、日常生活はマイカー利用がほとんどである。先日、水郡線を利用しようと車で駅に向かったが、駐車場がなく、利用を諦めざるを得なかった。私は、水郡線の日常利用を増やしていくためには、マイカーと共存したパーク・アンド・ライド、すなわち駅前の駐車場を整備し、利活用につなげていくことが必要と考える。

そこで、水郡線の利活用促進にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

今年度、沿線人口や駅周辺施設等の実態調査を行うとともに、ふくしま鉄道博での利活用プレゼン大会において提案のあった駅や駅周辺の環境整備に関するアイデア等も参考としながら、駅を中心としたまちづくりなどについて、水郡線活性化対策協議会での議論を深めている。

引き続き、ＪＲ東日本や沿線自治体等と共に、利用者の利便性向上を図りながら、水郡線の利活用促進に取り組んでいく。

水野透委員

次に、阿武隈急行についてである。

阿武隈急行は厳しい経営環境が続いている。県は宮城県側の自治体と共に、阿武隈急行線の在り方検討会を令和５年３月に立ち上げ、輸送モードの合理化を含めた

路線全体の抜本的な経営改善方策について議論中と聞いている。一方、沿線地域では、少子高齢化や人口減少が進む中で、伊達市高子駅前の土地地区画整理事業「アップデートシティふくしまソラチエ」が造成されるなど、開発も進展している。

そこで県は、阿武隈急行の経営支援にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

阿武隈急行は、２年近くに及ぶ協議の結果、本年１月に、宮城県側区間を含めた全線維持の方針を決定した。今後は、阿武隈急行による沿線地域の価値向上を目指し、運行ダイヤの改善や増便をはじめとした利用者の利便性向上、駅を中心としたまちづくりなどに加え、国の鉄道事業再構築事業の活用も視野に入れた、持続可能な経営の在り方について取りまとめを行い、宮城県や沿線自治体等と共に必要な経営支援を行っていく。

高宮光敏委員長

これをもって水野透委員の質問を終わる。

(午前 １１時１２分)

(午前 １１時１３分)

高宮光敏委員長

通告により発言を許す。

三村博隆委員。

三村博隆委員

県民連合の三村博隆である。総括審査会での質問の機会をもらい、感謝を述べる。安全で暮らしやすく、活力ある福島の持続との観点から質問する。

初めにＳＤＧｓの推進について、本県の復興再生と地方創生を目指す上で、ＳＤＧｓの理念を踏まえて取り組むことが重要である。ＳＤＧｓは、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会を実現するための国際社会の共通目標であるが、本県の目指すところと共通していることから、県は福島県総合計画にＳＤＧｓの要素を反映し、各種施策の実現に取り組んでいる。また、その取組が多方面で浸透し、各種産業やボランティアなどの様々な活動主体

が、具体的な事業や活動にこの目標を位置づけている。

先般、持続可能な開発ソリューション・ネットワークが2024年のSDGs達成度を発表した。日本は167か国中18位とされたが、ジェンダー平等や気候変動対策など5つの目標は最低評価であった。

SDGsは2030年に終期を迎えるが、特に達成度が低い目標は取組の強化が必要である。県も、終期を共有する福島県総合計画に基づき事業を推進するとともに、県民のSDGsへのさらなる理解を広げ活動の活性化を図るべきと考えるが、福島県総合計画を進める中でSDGsをどのように推進していくのか。

企画調整部長

SDGsの理念は、福島県総合計画の目指す将来の姿と方向性が一致することから、県民にSDGsを通じて県の現状や課題に関心を持ってもらえるよう出前講座等を実施したほか、SDGsの取組を広げるために設置したプラットフォームに500を超える団体が参画し、知見を共有し連携を深めている。引き続き、県の将来の姿の実現に向け連携・共創の輪をさらに広げ、福島県総合計画とSDGsを一体的に推進していく。

三村博隆委員

終期を見据え、連携を深めてさらに注力するよう願う。

SDGsの達成度において、日本は気候変動対策の点で最低評価を受けているが、県は福島県2050年カーボンニュートラルを宣言し、温室効果ガス排出ゼロを目標に掲げている。実現に向けては、CO<sub>2</sub>排出抑制のため再生可能エネルギーを活用していくことが重要であり、クリーンエネルギーでもある再エネ由来水素の利活用を促進すべきと考える。本県では福島水素エネルギー研究フィールドで製造した太陽光発電由来の水素を活用しているが、まずは水素エネルギー自体の普及拡大が必要である。

県内の2021年度のCO<sub>2</sub>排出量1,406万tのうち運輸部門が26%を占めており、水素を活用した燃料電池自動車、いわゆるFCVの導入などモビリティ分野での利用拡大は有効だと思う。矢吹議員の質問に対する答弁によると、県内のFCV登録台数と水素ステーション設置数はともに東北最多となるなど、成果が現れている。また、県は東京都との連携協定により、物流業界をはじめとするモビリティ分野での水素導入に取り組むとしているが、今後の取組の核となる官民連携の強化を図

るため、個々の物流事業者などに対するさらなる支援を実施し、拡充すべきと思う。

そこで県は、モビリティ分野における水素の利用拡大に向けどのように支援していくのか。

企画調整部長

モビリティ分野における水素の利用拡大については、国が進める燃料電池商用車を集中的に導入する重点地域に選定されており、官民連携の下で取組を進めることが重要である。新年度は、水素ステーションの運営に対する補助制度を創設するとともに、燃料電池商用車の導入支援を大幅に拡充することとしており、引き続き、国や民間事業者などの関係者と連携し水素の利用拡大に取り組んでいく。

三村博隆委員

引き続き、より効果的な支援を願う。

2月4日から大雪で会津地方を中心に多くの住宅などに被害が発生し、3市11町5村に災害救助法が適用された。今後は同法による個別的な救助とともに、さらにきめ細かく支援願う。

3月2日には県民連合議員会で現地調査を実施し、会津若松市のイチゴや育苗用パイプハウスの倒壊などの状況を確認した。被害は1,200棟を超えと言われており、果樹の樹体の被害などが今後明らかになると思うが、営農継続への重大な支障が懸念される。

県は、農業施設の復旧支援費用を計上した追加補正予算案を提案しているが、被害を受けた生産者が営農意欲を継続し産地を維持できるよう、経済的な支援とともに技術的な対策も求められる。

そこで県は、大雪で被害を受けた農家への技術支援にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

大雪で被害を受けた農家に対し、パイプハウスの倒壊や果樹の枝折れ等の被害拡大を防ぐための除雪対策、早期に圃場の融雪を図るための資材活用、水稻の育苗ハウスの再建が間に合わない場合に備えた直播栽培等の代替技術の指導を行っている。引き続きJA等と連携しながら、営農継続できるよう技術支援を実施していく。

三村博隆委員

被災農家に寄り添った効果的な対応をしっかりと進めてほしい。

今回の降雪の勢いは異例であり、会津若松市では除雪したそばから雪が積もり、排雪が間に合わないうちに車が通行して融雪と凍結を繰り返し、路面がぼこぼこの危険な状態になったと聞いた。交通規制して排雪を行ったが、この教訓を今後の除排雪に生かしていかなければならない。

このような中、会津若松市や喜多方市の市街地において、地下水を散水して雪を溶かし道路下の配管に流して舗装を温め、路面の雪を除去する消融雪設備が効果を発揮したと聞いた。今回の大雪で渋滞が発生した道路での整備が望まれるが、県管理道路の消融雪設備の整備について聞く。

土木部長

消融雪施設は、除雪業務を補完するため、人家が連なり除排雪が困難な箇所や交通事故が懸念される急勾配箇所、観光客等の歩行者が多い箇所などに整備してきた。このうち約8割が整備から20年以上経過し機能の確保が課題であるため、現在、重点的に修繕や更新を進めており、新たな整備については沿道環境や交通量等を総合的に勘案し検討する。

三村博隆委員

大分古くなっている箇所もあるため、機能を確保するとともにより充実させてほしい。このほかにも様々な課題があるため、しっかりと検証して今後の大雪に備えるよう願う。

埼玉県八潮市では、下水道管の劣化に伴う道路陥没によりトラックが転落する事故が発生した。120万人が下水道の使用自粛を求められるなど、大きな影響も生じた。腐食のおそれがある箇所についてはカメラで定期的に健全性を点検しており、また、県や市町村は事故を受け下水道施設の緊急点検などを実施したと聞いたが、下水道管の老朽化の懸念があり計画的な管理、更新が求められている。

現在、阿武隈川上流流域下水道では、遊水地整備が進められている鏡石町や矢吹町をはじめ、各地で既存の集落排水施設を接続する事業を実施しており、処理機能の維持が求められているが、昭和63年に供用を開始した郡山市の県中浄化センターなどはその老朽化が危惧されている。

効率的かつ安定的に施設を稼働できるよう対策が求められるが、県は流域下水道施設の老朽化対策にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

流域下水道施設の老朽化対策については、安定的な下水処理機能を確保するため、流域下水道ストックマネジメント計画に基づき、処理場において必要な点検と修繕を実施している。引き続き、計画的な維持管理により処理施設の長寿命化を図るとともに、現時点で異状が確認されていない管路施設についても適切な点検を継続し、必要に応じて修繕を行うなど、下水道施設の老朽化対策に着実に取り組んでいく。

三村博隆委員

対策が必要なのは県管理下水道だけではない。県内41市町村で公共下水道が供用されており、下水道管施設の老朽化の懸念は県と同様である。市町村においても、下水道が敷設されている道路の安全性確保及び施設の効率的、安定的な稼働が求められるが、人材や知識、経験、技術が豊富かつ広域的な視点で対応できる県の支援は不可欠である。

そこで県は、公共下水道施設の老朽化対策に取り組む市町村をどのように支援していくのか。

土木部長

老朽化対策に取り組む市町村への支援については、異状箇所の早期発見につながる計画的な点検及び修繕を適切に行う必要があることから、先月、福島県下水道公社と連携し市町村を対象に管路点検に関する講習会を開催するなど、下水道施設の長寿命化に向け技術的助言を行っている。引き続き関係機関と連携し、市町村へのきめ細かな支援に取り組んでいく。

三村博隆委員

市町村の取組に対してもしっかりと対応願う。

阿武隈川上流の治水対策について、自然災害が頻発化、激甚化する中、流域内のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水の推進は重要であり、国による阿武隈川上流遊水地群整備事業はその一環である。立地する3町村において移転を余儀なくされた住民が、不利益を被らないように移転し生活・なりわいを再建することと、遊水地内の有効利活用が求められており、国、県、地元町村のみならず流域の全自治体が連携して向き合うことが必要である。昨年9月の総括審査会では、国などと連携し広域自治体として課題一つ一つにきめ細かく対応するとの知事答弁であり、今定例会における山田真太郎議員による住民の集団移転に関する質問に、地権者の生活再建に向け円滑な移転に取り組んでいくと答弁があった。また、渡辺康平議員

による遊水地内の利活用に関する質問に、地元が思い描く利活用が可能となるよう課題解決に向けた提案を行うとの答弁があった。移転に係る速やかな審査・手続、利活用における財政的な裏づけなど、現実的できめ細かな提案を強く期待する。

もとより、遊水地整備は下流域の水害を軽減するためであり、整備や遊水地内の利活用などにおいて立地町村のみに重い負担を強いるべきではない。流域自治体などが一丸となり、様々な課題の解決を応援する仕組みづくりが必要である。

そこで県は、国が進める阿武隈川上流遊水地群の整備における流域住民の理解醸成にどのように取り組むのか。

土木部長

阿武隈川上流遊水地群の整備は、阿武隈川流域全体の治水安全度を高める重要な事業であるため、国と連携し、流域内の市町村長や住民等と現地で意見交換するなど、理解醸成に努めている。引き続き流域住民の理解が深まるよう、多くの人が集まる商業施設等で遊水地の効果等を分かりやすく説明するイベントを開催するなど、一層の理解醸成に取り組んでいく。

三村博隆委員

先を見据えて丁寧に対応願う。

遊水地整備においては、事業用地350haの工事により数百万 $\text{m}^3$ の土砂の発生が見込まれる。発生土の多くは福島空港用地に運ばれると聞いているが、より必要性和有効性が高い利活用の在り方を引き続き検討すべきである。令和3年総括審査会の土木部長答弁でも同様の考え方が示され、また、農林水産部長は周辺地域の圃場整備への活用の可能性を検討するとの答弁であった。国土交通省が作成し、最近発表した利活用の素案には農地利用が例示されており、私の地元を含む周辺地域でも今まさに圃場整備事業での活用が検討されている。遊水地事業用地内の耕作に適した表土を有効に活用できると考える。

そこで、国が進める阿武隈川上流遊水地群の整備において発生する土砂の有効活用について聞く。

土木部長

土砂については、国において遊水地群の周囲に整備する堤防等へ活用することとしており、県、市町村においては公共工事や農地への活用等を検討している。実施に当たっては、公共工事の建設発生土の情報が閲覧できるシステム等を活用し、土

砂の特性や量、搬出時期などを関係者間で情報共有しながら、広く計画的に有効活用できるよう取り組んでいく。

三村博隆委員

地元にとっては長年培われた貴重な土であるため、ぜひ有効活用を願う。

令和元年東日本台風では、阿武隈川上流でも家屋や田畑の浸水被害が発生した。県は、あぶくま高原道路のうつくしま大橋から上流の県管理区間で、堤防などを復旧し災害対策に努めているが、泉川との合流点まで見ても新たな堤防の整備などは進んでおらず、再度浸水被害が発生する懸念がある。うつくしま大橋の下流では遊水地整備事業が進められているが、上流の県管理区間でも対策を推進すべきである。

令和5年9月定例会では、白河圏域河川整備計画の策定後に緊急性の高い箇所から整備を進めるとの答弁があった。地域住民の安全・安心を確保すべく、7年度以降は鋭意整備が進められると期待している。

そこで県は、阿武隈川のうつくしま大橋から泉川合流点までの区間の整備にどのように取り組んでいくのか。

土木部長

阿武隈川のうつくしま大橋から泉川合流点までの区間の整備については、今年2月に新たに白河圏域河川整備計画を策定し、改修内容や計画期間等を公表した。今後は、整備計画に基づき早期の事業着手に向けた調査、設計を進めるとともに、国が整備する遊水地群と調整を図りながら、住民の安全・安心の確保に向け計画的な河川整備に取り組んでいく。

三村博隆委員

災害は本当に気が抜けないため、速やかに対応願う。

最近の米販売価格の高騰は大きな話題となっているが、先日までは生産者からの主食用米買取り価格の低迷が課題だった。県議会でも米の消費拡大や販路開拓、主食用米からの転作支援などが常に議論されているが、安定的に水稻の作付ができることが大前提である。

県は、米などの主要農作物の安全な種子を安定供給するために、条例に準拠する要綱の生産基準に基づいて、品質の高い種子の供給に取り組んでいる。水稻の種子は、県内8か所の種子場において、長年の経験と高度な技術をもって意欲的に生産されている。しかし、生産者の高齢化と担い手不足により生産継続が困難になると

懸念される種子場があり、また、種子生産に必要な機械や施設の老朽化も耳にする。

県内約7万haの水稻生産に必要な種子を安定供給するため速やかな対応が求められると思うが、県は水稻の種子生産をどのように支援していくのか。

農林水産部長

昨年12月から県内8か所の種子生産組合の関係者に聞き取り、担い手の確保や組織体制の状況などそれぞれの条件に応じた高品質な種子の生産が重要であると改めて認識した。今後は、種子の安定生産に向け栽培基準に基づく技術指導等を行うとともに、効率的な生産体制の構築や品質確保に向けた施設導入等を支援していく。

三村博隆委員

生産者の熱意を酌み、施設の整備や支援にしっかりと取り組むよう願う。

本県の農業は担い手不足が大きな課題であり、農業者の高齢化も進み深刻さが増している。農業経営の工夫や独自の技術によるおいしい農産物の生産、付加価値を高めるブランド化などに意欲的に取り組んでいる農業者は、本県の農業を支える大切な存在である。しかし、高齢になり子供が後を継がないなどの課題を抱え、これまで培ってきた知識や技術が途絶えることを惜しみ、親族以外の第三者への継承を模索する声もある。第三者への継承は、受け継ぐ側の新規就農者にとって、農業経営の基盤を比較的低い初期投資で引き継げる一方、引き継ぐ内容や経営方針などの条件が双方で合致しなければならず、様々な手続にも時間がかかるなどの課題があり、当事者に寄り添いながら条件の整備や手続、費用を支援する必要がある。

そこで県は、第三者への農業経営の継承をどのように支援していくのか。

農林水産部長

新規就農者にとって経営の早期安定が課題とされる中、農業者からは後継者がいないとの相談が増えており、経営継承は有効な取組であると考えている。このため、樹園地を継承する仕組みづくりや農業経営・就農支援センターによる資産評価、譲渡に関する専門家の派遣に加え、新年度からは継承した農業機械等の点検、整備費用への補助やモデル事例の発信に取り組むなど、農業経営が円滑に継承され発展していけるよう支援していく。

三村博隆委員

様々に取り組んでいることは承知しているが、支援を要望しても間に合わなかった事例を知っている。切迫した課題であるため、農業者に寄り添った速やかな支援

と対応をよろしく願う。

誰もが、初めて会う人を顔から判断していると思う。見た目は大事である。東北道の福島西インター付近を出て吾妻山のほうに目を向けたときに見える先達山の姿から、本県を訪れた人が県民の自然に対する意識を疑うのではないかと不安に思う。景観の課題について、本県の取組を通して考えてみたい。

磐越道のトンネルを抜け磐梯山を望み、麓に広がる美しい緑の中にできた白く大きな建物を見て、本県を象徴する景観が阻害されるとの危惧を契機に、平成元年に福島県リゾート地域景観形成条例が制定され、本県の本格的な景観形成の取組が始まったと記憶している。30年以上経過した現在も福島県景観条例が継承し、16年に制定された景観法に基づく景観計画により、良好な景観形成のための方針や基準を定めて取組を継続しているが、乱開発により景観が阻害される懸念はいまだ絶えない。美しい景観を保つことは地域の財産を守ることであり、景観の魅力を高めれば県民の郷土に対する思いは深まり、観光誘客にもつながる。雄大な本県の自然景観の形成には広域的な県の取組が大事であるが、広い県土の中で地域性豊かな景観を保全し活用するためには、まず市町村の取組が重要になってくると思う。しかし、景観計画を策定しているのは本県を含む6つの自治体にとどまることから、県は、市町村が景観法に基づく景観条例及び景観計画を定め、地域の良好な景観形成に取り組めるよう支援すべきである。

そこで県は、市町村による景観形成の取組をどのように支援していくのか。

#### 生活環境部長

景観形成については、自然や歴史、文化などその地域ならではの特性を生かした取組を進めることが重要である。このため、地域に身近な市町村において、良好な景観形成に向けた計画の策定等に取り組む足がかりとなるよう、先進事例等を学ぶセミナーの開催や景観アドバイザーの派遣等を通じ支援してきた。引き続き、市町村の実情やニーズに応じた景観形成の取組を丁寧支援していく。

#### 三村博隆委員

まずは市町村と述べたが、人員や体制の面で取り組むことが難しい市町村を補完する県の施策も重要である。施策の拡充も含め、取組を進めるよう願う。

以上であるが、執行部には次年度もさらに熱意を高めて取り組むことを要望し、質問を終わる。

高宮光敏委員長

これをもって三村博隆委員の質問を終わる。

暫時休憩する。

再開は午後１時とする。

(午前 １１時４４分 休憩)

(午後 １時 開議)

佐藤義憲副委員長

この際、私が委員長職務を行う。

通告により発言を許す。

山内長委員。

山内長委員

自民党議員会山内長である。今般の大雪対策について聞く。令和７年１月９日から続いた近年まれに見る大雪は予想をはるかに上回り、住民生活に甚大な影響を及ぼした。特に２月４日から続く大雪で、会津地方では２mを超える積雪となる箇所もあり、会津地方の５か所の指定観測地点のうち４か所で警戒積雪深を超えた。除雪作業中に痛ましい死亡事故等の重大事件が発生するなど、住民の心身の疲労はピークに達し、各地から被害の報告がある中、２月７日、県立学校１１校、市町村立学校１９校は児童生徒の安全を確保するため休校した。

私の住む会津美里町でも、連日の大雪で朝から晩まで除雪一色であった。会津若松市の職場に通う人は、片道約１５kmで３～５時間かかったと言っていた。私も２月７日は県庁で議会運営委員会があったが、磐梯町で通行止めとなり、たどり着くことができず欠席した。

会津若松市や金山町では観測史上最多の積雪を更新するなど日本海側の広範囲の大雪は、倒木や停電をはじめ各種交通機関の麻痺など、様々な面で地域経済に影響を与えた。また、降雪が峠を越えた後には、福島市において雪崩の発生により一時孤立状態になった地域があるなど、住民の安全・安心な日常生活に甚大な影響を及ぼした。２月７日、９日及び１０日には、会津地方を中心とした３市１１町５村に災

害救助法が適用されたことにより、国、県と連携した迅速な対応が期待された。自由民主党福島県支部連合会としても、2月7日に大雪災害対策本部を設立し、2月19日に現地調査を実施したところ、現地において喜多方市長から豪雪災害に関する緊急要望書を受けた。また、21日に会津総合開発協議会より緊急要望書を受け、同日、知事に緊急要望書を提出した。

会津地方の大雪災害対策について、県は、今般の大雪における除排雪において、市町村等とどのような連携を図ったのか。

土木部長

今般の大雪においては、国等の関係機関による連絡調整会議により、除雪状況を確認するなど、道路管理者間において情報共有を図ってきた。

また、市町村については、各建設事務所等において除雪状況の把握に努めるとともに、市町村の意向を踏まえ、国や県が保有する除雪機械の貸与や県の雪捨て場の開放、市町村道の除雪支援などに積極的に取り組んだところである。

山内長委員

特に会津若松地方で側道の除雪に対する初動が大分遅れたと感じる。県の管轄ではないが、しっかりと連携願う。

県は、都市部における雪捨て場の確保にどのように取り組んだのか。

土木部長

都市部における雪捨て場の確保について、今般の大雪では、除雪と排雪作業を効率的に進めるに当たり、市街地において雪捨て場が不足したことから、会津若松市や喜多方市等と調整し、相互の役割分担の下、新たな雪捨て場の確保や、県の雪捨て場を市町村に開放するなど、市街地の円滑な除排雪の実施に向けて取り組んだところである。

山内長委員

県は、除排雪に必要な機械や作業員の確保にどのように取り組んだのか。

土木部長

除排雪に必要な機械や作業員の確保については、除排雪作業をより円滑かつ効率的に行うため、隣接する建設事務所間で、除雪機械の融通や管内を越えた相互連携による除排雪を実施するとともに、国や建設関係団体と締結した応援協定等に基づく支援要請により、機械等の迅速な確保に取り組んだところである。

山内長委員

他地域としっかりと連携したと思う。大雪時における除排雪体制の強化に向け、県はどのように取り組んでいくのか。

土木部長

今般の大雪では、特に都市部において除雪と排雪を同時に行う必要があったことから、住民等の理解と協力を得ながら、交通量の多い道路を通行止めとし、集中的に除排雪を行うとともに、市町村と連携した雪捨て場の確保や、市町村道の除排雪支援など、状況に応じて柔軟に対応してきたところである。今後は、今般の事象を踏まえ、市町村と共に課題等を検証し、さらなる除排雪体制強化のための方策を検討していく。

山内長委員

本年2月4日からの大雪に対して適用した災害救助法の概要を聞く。

危機管理部長

今般の大雪については、市町村に積雪状況や被害状況等を確認し、2月7日から10日にかけて19市町村に災害救助法を適用した。主な救助として、生命に危険が及ぶおそれのある住宅の除雪を実施し、進捗を踏まえて期限を10日間延長した一部市町を合わせ、全体で840件が3月10日までに完了している。今後は、準半壊以上の被害を受けた住宅に対する応急修理等の実施に向け、市町村と連携して取り組んでいく。

山内長委員

会津総合開発協議会から住宅に関連する2度目の要望があり、農機具等保管場所等の倒壊に対する支援については災害救助法が適用されると思うが、今後の対応を聞く。

危機管理部長

災害救助法の趣旨は、生命に危険がある場合にその救助を行うものである。したがって、農機具等の保管場所については、生命の危険が直接及ぶものではないため、災害救助法の対象にはならない。

山内長委員

県民に対する大雪に係る広報が大切だが、内容を聞く。

危機管理部長

県民に対する広報については、2月4日からの記録的な降雪により人的被害のおそれが高まったことから、除雪中の事故や屋根からの落雪等に対する注意喚起を県政広報やホームページ、防災アプリを活用し繰り返し発信したほか、関係部局長会議において、知事から報道機関を通じ呼びかけてきた。

また、災害救助法による住宅の除雪支援や応急修理について、ホームページのほか、市町村においても対象者に向けた広報を行ってきた。

山内長委員

只見線は2月5日に運休となり、通勤通学や観光に大きな影響があった。

県は、大雪による運休が続く只見線の早期運転再開に向け、どのように取り組んでいるのか。

生活環境部長

只見線については、大雪に伴う運休により通学等に影響が生じたため、先月13日、J R 東日本に対し早期の運転再開等について緊急要望を行った。その後、先月16日に会津若松駅から会津坂下駅間、今月3日には会津川口駅までの区間で順次運転が再開されたが、依然多くの積雪が残る県管理区間については、安全を確保しながら除雪作業を進め、今後の運転再開に向けて引き続き J R と調整していく。

山内長委員

県は、本年2月からの大雪被害について、中小企業者等に対してどのような支援を行っているのか。

商工労働部長

大雪被害に係る中小企業者等への支援については、災害救助法の適用後に設置した相談窓口や自然災害などの外的変化に対応した制度資金に加え、災害復旧貸付等の国の支援措置も含めて周知している。

さらに、各商工団体においては、経営指導員等が個々の事業者の状況に応じ、保険の適用などの相談にきめ細かに対応しているところであり、引き続き、関係機関と連携しながら支援していく。

山内長委員

会津若松市内における一部旅館、ホテルへの聞き取りによると、宿泊キャンセルが3,250人分発生したとの報道がある。また、会津の各地で予定されていた雪まつりなどのイベントが中止せざるを得なくなり、観光消費額が約2億円減少するとの

試算が示された。

県は、今後の観光誘客をどのように推進していくのか。

観光交流局長

来月から開催されるプレＤＣにおいて、地域の魅力を積極的に発信し、県内周遊や着地型観光につなげていくことが重要であると考えている。間もなく県内に咲き誇る花を巡るフラワースタンプラリーをはじめ、今後、続々と展開される特別企画や特別列車など、その魅力を発信し、国内外からの誘客を強化するとともに、これらの取組が地域で末永く受け継がれ、レガシー化が図られるよう取り組んでいく。

山内長委員

大雪による農業被害に対する県の支援について聞く。

農林水産部長

今回の大雪による被害は、現在も調査を継続中だが、現時点でもパイプハウスの倒壊が1,000棟を超えるなど甚大である。このため、市町村と連携し、倒壊した施設の撤去や再建、農作物の再生産に必要な種苗の購入等経費を支援することとし、早期に施設の復旧を図り、被災した農業者が営農を継続し産地を維持できるよう取り組んでいく。

山内長委員

会津総合開発協議会から、農機具の保管施設等を何とかしてほしいとの要望があったが、状況と補助率を聞く。

農林水産部長

先週、会津総合開発協議会から、大雪による農業債に係る追加要望を受け取った。先月発生した記録的な大雪被害に対応するため、今議会において喫緊に措置すべき経費を計上したところである。基本的な内容は、農業用栽培施設の復旧等への支援だが、引き続き、詳細な被害状況を把握するとともに、要望を踏まえながら、今後、制度の詳細を検討していきたい。

施設の復旧に係る補助率については、基本的に県3分の1、市町村3分の1となる。また、今回新たに補助対象とした施設撤去については、県2分の1、市町村と農業者合わせて2分の1としている。農作物の再生産に必要な種苗等の購入については、県3分の1、市町村3分の1とする。

山内長委員

高齢化もあり、パイプハウスの建て直しが必要な場合、廃業してしまう人もいる。農業者の生産意欲がなくならないよう対応願う。

次に、風評対策について聞く。消費者交流事業については、県内でのモニターツアーや首都圏、関西圏での交流会にこれまで約3,400人が参加し、参加者が各自のSNSで放射性物質低減の取組や県産品の魅力を発信するなど、大変多くの成果を上げた。

一方で、今月6日に消費者庁が公表した風評に関する消費者意識の実態調査によると、放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は6.2%と昨年より数ポイント上回ったほか、食品中の放射性物質検査が行われていることを知らない人の割合も65%と高止まり傾向にあり、食品中の放射性物質検査に対する風化が懸念されている。このような状況を踏まえ、令和7年度も改めて消費者に向けた風評対策が必要である。

そこで県は、消費者に向けた風評対策にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

消費者に向けた風評対策については、県内の生産者等を講師として派遣し、食の安全確保に向けた自らの取組を首都圏等の消費者に直接伝えるなど、県産食品の安全性に関する理解醸成に努めてきた。新年度は、生産者の取組を動画にして広く発信するほか、浜通りへの移住者や移住を考えている人などを対象に生産者との座談会を開催するなど、消費者への一層の理解促進を図っていく。

山内長委員

次に、農林水産業施策について聞く。政府が12月27日に閣議決定した2025年予算案では、総額2兆2,706億円の農林水産予算を計上した。前年度を20億円上回る水準で、増額は2年連続となり、うち農業予算には9億円増の1兆7,654億円を充てた。財務省が予算抑制の圧力を強める中、昨年6月に改正された食料・農業・農村基本法下で初めて編成された当初予算は、何とか増額にこぎ着けた形となった。農業施策の基本方針を定める基本法が1999年の制定から四半世紀を経て初めて改正され、与党は改正基本法の初動の5年間で、農業の構造転換を集中的に進める方針を示しており、予算に注目が集まっていたが、プラス0.1%と伸び悩み、1999年と比べて7割の水準にとどまった。改正基本法では、食料安全保障の確保が新たな理念に加えられ、新基本計画推進集中対策として1,470億円のうち食料安保構造転換対

策として1,240億円を充てた。事業別に見ると、水田活用の直接支払交付金、飼料用向け一般品種に対する助成単価の引下げ、地域計画実現総合対策、新規就農者の育成、スマート農業技術活用促進、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払後期交付金などである。

知事は、令和7年度の農林水産業施策をどのように進めていくのか。

知事

近年、国際情勢の変化や気候変動等に伴い、食料安全保障に対する関心が高まる中、本県は全国有数の耕地面積や豊かな農林水産資源を有しており、食料の安定供給に大きく貢献することができると考えている。このため令和7年度は、農林水産業の復興の加速化に加え、新規就業者の確保・定着やスマート技術の導入、次世代園芸産地の形成、地球温暖化等に対応した品種や新技術の開発などの施策に総合的に取り組むこととしている。これらの取組を通じて「ふくしまプライド。」が詰まった高品質でおいしさあふれる県産農林水産物の安定的な供給により、食料安全保障に貢献するとともに、もうかる農林水産業を実現し、将来にわたり持続的に発展していくことができるよう取り組んでいく。

山内長委員

農林水産省は2024年産米の相対取引価格について、年産平均価格が60kg当たり2万3,715円となり、大冷害で最も高かった1993年の2万3,607円を上回ったと公表した。流通段階で米の不足感が強く、価格上昇が続いている。

政府は、食料・農業・農村基本法における生産コストを考慮した農産物の価格形成に向け、先日、食品等流通法と卸売市場法の一部改正案を閣議決定したとの報道があった。上昇する生産コストが食料価格に適正に考慮される仕組みとして、売手と買手に対し、価格交渉へ誠実に臨むよう努力義務を課し、対応が不適切な事業者には国が指導勧告を行うことや、価格交渉の材料となるコスト指標を作成する方向で検討されている。その中でも米は国民の主食であることから、実態に応じて生産コストを把握し見える化することが重要と考える。

そこで県は、国が検討している米の合理的な費用が考慮された価格形成にどのように対応していくのか。

農林水産部長

米の価格形成については、国において生産から消費に至る食料システム全体で適

正取引が行われる仕組みを構築するため、適正な価格形成に関する協議会を設置しており、米については、現在、ワーキンググループにおいて検討されていることから、その動向を注視していく。

山内長委員

備蓄米は、大凶作時にも緊急輸入などに頼らず自給できるよう、100万t程度を目安に蓄えられている。ただ保管されているだけでなく、食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）に基づく米の備蓄制度への理解促進のため、御飯を通した食育推進支援の一環として申請のあった学校給食や子ども食堂、子供宅食に無償交付されている。申請は通年受け付けており、フードバンクからの申請受付も今年3月3日から始まった。フードバンクは、食品ロスを減らしながら食べ物に困っている人々を支援する取組である。本県は、政府備蓄米の無償交付にあまり関わっていないようだが、食料安全保障の一翼となる国の制度について、県民に対してしっかりと周知、広報を図っていくべきと思う。また、米の流通が滞っていることを受け、政府は備蓄米21万tの放出を決めた。3月に2024年産10万t、2023年産5万tの計15万tを入札し、うち94%が落札された。平均落札価格は60kg当たり2万1,217円となった。銘柄は山形産はえぬきが2万5,000tで最多、本県産ひとめぼれが6,000tなどとなっている。備蓄米の放出効果は現段階では不透明だが、昨年夏の米の品薄状況や急激な米価高騰を繰り返さないよう、米の安定的な供給を図っていく必要がある。

そこで県は、米の安定供給に向けどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

米の安定供給については、全国の米の需給状況を勘案しながら、引き続き需要に応じた主食用米の生産を推進するとともに、収量性の高い県オリジナル品種「天のつぶ」等の導入を促進するほか、近年における高温の気象条件等においても安定した収量や品質を確保できるよう、土づくりや適切な施肥管理などの技術支援を行っていく。

山内長委員

農林水産省によると、令和5年産米の生産コストは60kg当たり1万5,948円と試算されている。60kg当たりの生産コストは作付面積により異なり、10～15haは1万2,863円、20～30haは1万1,637円、50ha以上は1万1,511円となる。農業でもうけ

を出していくには、生産コストの削減と収穫量の増大を目指す必要がある。農産物の販売価格は需要と供給次第であり、農業という産業の持続性が抑えられてしまう。

県は、米の価格の安定化に向けどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

米の価格の安定化については、主食用米の需給バランスを保ちながら所得を確保できるよう、品質の向上等に取り組むことが重要である。このため、関係機関と連携し、生産者等に対して需要量や在庫量等に基づき設定する生産の目安に沿った主食用米の作付を誘導するとともに、農地の利用集積や水田直播栽培等の低コスト技術の導入を進めるほか、品質の確保に必要な機械の導入や栽培技術の改善を支援していく。

山内長委員

次に、米の輸出対策について聞く。2024年の農産物輸出額が初の1.5兆円を超え、緑茶や米が牽引している。米の輸出額は、日本食人気の追い風を受けて初の100億円台となった。政府は圃場の大区画化や多収品種の導入により生産コストを60kg当たり9,500円に引き下げることが目標に、輸出に取り組む産地を30産地つくる米輸出プロジェクトを立ち上げることとしている。

しかしながら、カリフォルニア米などの外国産米と価格競争して勝てるのか。本県は、日本食のブランドを高め、現地の中食・外食業者等の顧客を開拓し、品質と価値で取引先を開拓してほしい。

県は、県産米の輸出にどのように取り組んでいくのか。

観光交流局長

令和4年の知事による米国でのトップセールスを契機に、ハワイ等の小売店において、天のつぶの店頭試食フェアを2年間実施してきた結果、食味や品質が高評価を得て、5年度には米国への輸出量が輸出先として最多の152tとなった。引き続き海外での各種プロモーションを実施し、市場性や将来性の分析を基に、県産米のさらなる輸出に取り組んでいく。

山内長委員

水稻の高温耐性品種について聞く。全国の米産地において、2025年産米で高温耐性品種の生産拡大を加速させている。（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が育成した「にじのきらめき」は全国で21件に広がり、茨城県では、今年度の作付は

昨年度の1.8倍の4,400haを見込んでいる。先日、2024年の食味ランキングも発表され、各県の高温対策や高温耐性品種の活躍が目立っており、県内の生産者などからは、高温に強い主食用品種を求める声が聞かれる。また、酒米については、令和6年産全国新酒鑑評会で惜しくも兵庫県に次ぐ全国2位となった。酒米は高温時には米が固くなり、醸造時の歩留りが悪くなると聞いている。

そこで県は、高温に強い水稻の品種開発にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

高温に強い水稻の品種開発について、主食用米では良食味である1系統、酒米では大吟醸酒向けの3系統を有望系統として絞り込みを行った。今後は、現地での栽培試験を数回行い、栽培適性や加工適性を確認していくとともに、現地検討会等を開催し、生産者団体、流通事業者及び酒造業者等と意見交換を行うなど、市場ニーズに対応し、高温下でも安定した品質を確保できる水稻の品種開発に取り組んでいく。

山内長委員

次に、「福、笑い」の生産販売戦略について聞く。令和3年にデビューした「福、笑い」は、3年26ha、4年50ha、5年78ha、6年165haと作付面積を拡大しているが、全国では4年たっても米の品種として認識されておらず、評価対象にもなっていないと思われる。米流通業界の常識として、1銘柄を全国展開していく上で最低でも1,000tなければ安定供給は難しい。大手精米工場では1日の処理量が数tから数十tレベルであり、小ロットでは使いにくく、また、販売の末端店舗では、通年で販売できない銘柄では定番にできない。まずは作付面積を拡大し、消費者に認知されるブランドとするため販売量を確保することが重要である。幸い、今年度の作付目標は300haであり、達成できればようやく1,500tほどの販売量を確保できると思われる。

「福、笑い」の6年度の生産実績と7年度の生産見込みを聞く。

農林水産部長

「福、笑い」の令和6年産の生産実績については、作付面積が約200ha、生産量は約990tとなっている。また、7年産については、栽培希望者の計画を集計したところ、現時点において作付面積は約280ha、生産量は約1,500tと見込んでいる。

山内長委員

4年間作ってきた生産者の声として、「食味はコシヒカリ並みであり柔らかい。歯ごたえ、粒感がある新品種が多い中では逆に差別化できるのではないか。」「今年の実績としてたんぱく質含有率6.0%以内で、10a当たり9.5俵収穫された。窒素成分の少ない肥料を用いてもコシヒカリと比べ10a当たり1～2俵多く取れた。」とのことである。なお、収穫はコシヒカリよりも2日遅いとのことである。昨年、コシヒカリをはじめ多くの品種が倒伏した中で「福、笑い」は倒伏しなかった実績があり、稲刈りの作業時間短縮や機械のトラブル防止などメリットが大きい、高温耐性は弱いようである。「福、笑い」は本県のトップブランド米と位置づけられ、プレミアム米として高値価格で販売されている。ブランド確立のためには、再度、認知度の向上やさらなる販売拡大を図らなければならない。

県は「福、笑い」の生産拡大に向け、どのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

「福、笑い」の生産拡大については、現地検討会等において、栽培技術の改善について指導助言するとともに、第三者認証GAPの取得、収量・品質の向上に必要な機器導入等を支援している。

さらに、新たな生産者を確保するため、「福、笑い」の品種特性や販売状況を周知する研修会を開催するほか、栽培者で構成する研究会の設立を支援するなど、「福、笑い」の生産拡大に一層取り組んでいく。

山内長委員

「福、笑い」の生産作付の条件をGAP等の取得としていることで、GAP取得経費や継続費などの費用や手間がかかり過ぎるとの声がある。例えば、県の主張する品質の安定、信頼を追求するためには、特別栽培認証等の条件を付加することで、品質目安たんぱく質含量6.4%未満を厳守し、品質の高位平準化を図っていくなどの方法もある。

「福、笑い」の生産者要件の一つである第三者認証GAPの取得を緩和すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

「福、笑い」の生産者要件については、本県産米を牽引するトップブランド米として、食味のよさや高い品質基準を満たすとともに、安全性の確保や環境に配慮した取組も重要であることから、第三者認証GAPの取得を設けている。引き続き、

ブランド米市場における存在感を高めていけるよう、栽培マニュアルの遵守を徹底するほか、必要な機器導入や第三者認証GAPの取得を支援していく。

山内長委員

GAPについては、全国農業協同組合連合会も国も推し進めていると思うが、GAP取得を要件とせず、できるところから進めていくことで、作付面積の拡大につながると考えている。作付面積を拡大しなければブランドを確立できないと思うが、引き続きGAP取得を「福、笑い」生産の必須要件とするのか。

農林水産部長

GAPについては近年、SDGsへの取組が注目されている中、量販店等においても、GAP認証農産物の取扱いを拡大することを目標に掲げるなど、安全性の確保や管理環境に配慮した取組が重視されている。このため、今後県内外に販路拡大していく上でもGAPに取り組むことは重要と考えているため、引き続き、「福、笑い」がトップブランド米として定着するよう生産拡大に取り組む。

山内長委員

「福、笑い」は年々、作付面積や生産者数が増加し生産量が増え、令和7年度も増加する見込みであり、生産者の意欲向上を期待している。また、全国から多くの品種が出ている中、「福、笑い」の特徴を生かしてさらなるPRを行い、県産米の牽引役として、認知度をさらに高め、販売拡大を図っていく必要がある。

そこで県は、「福、笑い」の品種の特性を生かした販売促進にどのように取り組んでいくのか。

農林水産部長

「福、笑い」の特徴は、香りが立ち、強い甘みを持ちながら、柔らかく炊き上がるこれまでにない個性的な食感、食味である。このような特徴を広く発信するため、今年度「福、笑い」の食味コンテストを開催するとともに、受賞した生産者が店頭に出ち、消費者に直接伝える販売会を実施した。今後も生産者等と連携したPRを強化し、トップブランド米として定着するよう販売促進に取り組んでいく。

山内長委員

昨日、地元のヨークベニマルへ行ったが、会津産のコシヒカリ、ひとめぼれ、つや姫などは5kgで約4,200円で販売されている。「福、笑い」は2kgで約2,200円で、5kgに換算すると5,500円となり高めの設定だが、実際に売れているのかという問

題もある。県は、２月に「福、笑い」のブランド化推進事業の公募型プロポーザルを公告し、４月上旬に契約を締結してブランド化を進めていく。また、２月19日から全国展開でローソンで塩むすびを販売しており、様々なSNSでショートムービーを発信をしている。何より、生産者も消費者も笑顔である袋のデザインが大変すばらしいが、それらが伝わらなければブランド化につながらない。ブランド化に向けた販売戦略についてどのように考えているか。

農林水産部長

「福、笑い」の特徴は、先ほど述べたように個性的な食感、食味である。委員指摘のとおり様々な媒体を活用してトップセールスを実施し、ブランド力強化のため販売促進に引き続き取り組んでいく。

佐藤義憲副委員長

これをもって山内長委員の質問を終わる。

(午後 1時47分)

(午後 1時49分)

佐藤義憲副委員長

通告により発言を許す。

佐久間俊男委員。

佐久間俊男委員

県民連合議員会の佐久間俊男である。通告に従い質問を行う。

まず、自然公園の保全と活用について、本県は、猪苗代湖や尾瀬をはじめとする美しく豊かな自然環境に恵まれており、多くが国立・国定などの自然公園に指定されている。この自然環境を次世代に伝えていくためには、自然を守りながらもその魅力を高め、観光など地域の活力へとつなげていくことが重要である。そのような中、猪苗代湖のラムサール条約登録に向けた手続きが進んでいると聞き、登録の吉報を期待するところである。また、DCの開催も控え、本県の豊かな自然を売り出すチャンスでもある。

そこで知事は、自然公園の保全と活用にどのように取り組んでいくのか。

知事

1月に開催された、ふくしまゼロカーボンアワードの表彰式において、猪苗代湖周辺の水草回収などの取組により、最優秀賞を受賞した中学生が、ふるさとの自然を守りたいという強い思いと自らの活動について誇らしく語る姿を目にし、豊かな自然環境を次世代に伝えていくことが我々に課された重要な責務であることを改めて強く感じた。県はこれまで、猪苗代湖の水環境保全や尾瀬の木道整備などの自然公園の保全とともに、豊かな自然を活用した環境教育の推進や交流人口の拡大にも取り組んできた。さらに、新年度はDCも見据え、自然体験をテーマとしたツアーの実施や奥会津ビジターセンターを拠点とした交流の促進と情報発信の強化を図り、自然公園の適切な保全と活用を進めながら、美しい自然の継承と地域の活性化につなげていく。

佐久間俊男委員

自然公園の保全は現代に生きる私たちの責務であり、次の世代、また次の世代へと引き継いでいかなければならない。自然公園の保全と活用の取組を願う。

県職員のメンタルヘルス対策について、本県は、複合災害からの復興が着実に進む一方、新たな課題や複雑な問題を抱え、新年度は次期総合戦略がスタートする重要な年であると同時に、東日本大震災から15年目を迎え、一層の成果が求められ、県職員の繁忙感も強くなる。しかし、スピード感が求められる社会において、県職員も効率よく業務を遂行して結果を出すことが求められ、忙しさの中身もこれまでとは異なり、県職員の負担は非常に大きくなっていることから、これまで以上に職員のメンタルヘルス対策に取り組む必要がある。

そこで県は、職員のメンタルヘルス対策にどのように取り組んでいるのか。

総務部長

全職員を対象にストレスチェックを実施し、個人のセルフケアにつなげるとともに、医師や保健師等による相談窓口の設置や臨床心理士等を講師に招いた研修会など、専門的支援も実施してきた。さらには、管理職員を対象に、心の不調を抱える職員への対応を学ぶ研修会を開催し、各職場での対応能力向上にも努めてきた。

引き続き、業務の効率化等も進めながら職員の負担軽減を図るなど、メンタルヘルス対策に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

次に、県立学校における教職員のメンタルヘルス対策についてである。令和4年度から学校の在り方変革に取り組んでいるが、教育現場においては、部活動や不登校などの生徒への対応により難しく、教職員の負担は質・量ともに増大しており、時間外勤務が80時間を超えた教職員の割合は、基本指標に対し未達である。教員・学校の力を最大化するためには、教職員の健康やメンタルへの重圧感を払拭する取組が必要である。

そこで県教育委員会は、県立学校における教職員のメンタルヘルス対策にどのように取り組んでいるのか。

#### 教育長

教職員のメンタルヘルス対策については、ストレスチェックの実施結果等をもとに保健師が学校を直接訪問して指導助言を行い、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、LINEによる相談窓口の開設や公認心理士による相談窓口を今年度から県内9か所に増やすなど、相談体制の充実に取り組んでいる。

引き続き、教職員が心身ともに健康で業務に力を発揮できるよう努める。

#### 佐久間俊男委員

次に、県警察のメンタルヘルス対策についてである。警察職員は事件・事故の対応などにより昼夜問わず多忙であり、ストレスがたまりやすい。職員のメンタルヘルスを良好に保つことは、職員や家族にとって重要であるばかりでなく、職員一人一人が意識高く、その力を十分に発揮することで、県民の安全・安心を守ることにつながる。

そこで県警察は、職員のメンタルヘルス対策にどのように取り組んでいるのか。

#### 警務部長

相談しやすい環境を構築するため、本部内に相談窓口を設置するとともに、部内窓口への相談をためらう職員のために外部の専門医や臨床心理士と相談事業の契約を行っている。また、ストレスチェック等を通じ、ストレスレベルの高い職員の把握に努めているほか、執務室ごとに職員1名以上をピアサポーターに指名し、悩みを抱える同僚への能動的支援を行う制度を実施しており、引き続き、こうした取組を推進していく。

#### 佐久間俊男委員

職場のデジタル化、そして今や行政・民間のDX化、それを推進するためのAI

化がかなりのスピードで進んでいる。そのスピードに対応し、業務の遂行、予算の執行をするのは職員である。多忙極まる中、明るく元気な職場が求められている。誰一人取り残さない職場を目指してほしい。

次に、防災力の向上についてである。近年、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、本県においても東日本大震災以降、令和元年東日本台風、令和3年及び4年の福島県沖地震、令和5年9月の台風第13号に伴う大雨災害など、毎年のように大きな災害に見舞われている。そのたびに言われてきたことが、地域住民が互いに助け合うことの重要性である。自分たちの命は自分たちで守るという意識と備えが、災害による犠牲者を減らす。これを具体的に実践するためには、地域における自主防災組織の活動を活性化させることが重要である。

そこで県は、自主防災組織の活動をどのように支援していくのか。

危機管理部長

自主防災組織の支援については、自主防災組織の活動を牽引するリーダーを対象とした研修会を開催し、防災の知識と技能の習得を図っているほか、自主防災組織が行う避難訓練やヘルメット、発電機などの資機材整備に係る費用の補助などにより、活動の活性化を図っている。引き続き、市町村と連携しながら自主防災組織の活動支援に取り組む。

佐久間俊男委員

県は、防災士の養成を3か年計画で行っているが、県内の防災士数について聞く。

危機管理部長

県内の防災士数については、平成25年～29年にかけて県が養成した防災士約500名も含め、令和7年2月末現在で約4,900名と把握している。

佐久間俊男委員

県内には自主防災組織が幾つ設立されているのか。

危機管理部長

県内の自主防災組織数は、令和6年4月1日現在で約2,500組織である。

佐久間俊男委員

さらなる自主防災組織の設立が必要である。自主防災組織の設立支援に向け、防災士を活用すべきと思うが、県の考えを聞く。

危機管理部長

県の地域防災サポーターとして登録された防災士が、自主防災組織設立への助言や、地区防災計画の作成などにおいて中心となり活躍している。引き続き、市町村等と連携し、防災士を活用した自主防災組織の設立支援に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

自主防災組織については、まだまだカバーしきれていない。町内会単位あるいは隣組単位で自主防災組織を立ち上げるために、さらに防災士を活用しつつ自主防災組織の設立に向けて取り組んでほしい。

災害から命を守るためには、家庭のみならず地域においても平時から備えておかなければ、いざというときに適切な行動を取ることは難しく、地域住民による防災計画の作成などの事前準備が必要である。

そこで県は、地区防災計画の作成支援にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

地区防災計画の作成支援については、県職員が各地域へ出向き、住民や市町村職員と共に図上訓練や街歩きによる防災マップづくりなど、実践的な支援を行っている。今年度からは、防災士の資格を持つ地域防災サポーターによる計画作成の支援や防災訓練の指導等を行っており、引き続き、関係機関と連携しながら地区防災計画の作成支援に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

私も図上訓練に参加し、地域防災サポーターとして認定された。その訓練を含め、地域に溶け込み、市町村と進めていく姿を目の当たりにして感心した。これからも、県職員及び市町村への支援を願う。

次に、防災基本条例の県民の理解促進についてである。防災基本条例では、県民や防災士、自主防災組織等の防災を担う各主体の役割や取組が規定されている。条例制定後には、県民に対し内容を十分に届け、理解を得ることが重要である。

そこで県は、県民の防災基本条例の理解促進にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

県が実施する研修や訓練、各種イベントの場を活用するなど、様々な機会を捉えて情報発信を行い、防災基本条例の内容について県民への周知を図る。さらに、本条例で県民の取組として規定しているマイ避難の実践や、自主防災組織等が行う防災訓練への参加などを通じて県民の理解を促進し、自助、共助の実践につなげる。

佐久間俊男委員

引き続き、地域防災力のさらなる強化に取り組んでほしい。

次に、風評対策についてである。3月6日に、消費者庁による、風評に関する消費者意識の実態調査の結果が発表された。放射性物質を理由に福島県の食品の購入をためらう人の割合は、平成25年の調査開始時には19%以上であったが今年の調査では6.2%と減少しているものの、昨年の4.9%より増加している。この結果は、これまでの風評払拭に向けた取組が成果を上げているものの、依然として国民の間に根強く風評が残っていることを表しており、さらにその固定化が進んでいる。福島県産食品の購入をためらう人をゼロにし、本県の農産物や観光地が選ばれるようになるまで風評対策の手を緩めてはならない。

そこで県は、根強く残る風評払拭に向け、どのように取り組んでいくのか。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

根強く残る風評の払拭については、原子力災害における負のイメージが固定化した人々に対し、本県の情報のアップデートを図ることが重要である。このため、市町村、関係団体と連携を密にし、大阪・関西万博、デフリンピック及び国際会議など、国内外の人々が多く集まる機会を活用し、福島の今や魅力を丁寧に分かりやすく伝えながら、さらなるイメージの向上を図り、風評の払拭に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

引き続き、根強く残る風評払拭に向け取り組んでほしい。

次に、磐越東線についてである。磐越東線は、郡山市といわき市を結ぶ重要な路線であり、通勤通学など地域住民の利用はもちろんのこと、県内外からの観光客の足として利用され、中通りと浜通りを結ぶ広域的な交流にも寄与しており、さらなる利活用を図ることが必要である。また、沿線地域には、夏井川溪谷や鍾乳洞をはじめとしたすばらしい景観など、見どころが数多く存在することから、鉄道の利活用を促進するとともに、地域の魅力を発信することが重要である。

そこで県は、磐越東線沿線の魅力発信にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

磐越東線沿線の魅力発信については、今年度、鉄道好きの著名人を起用し、沿線の観光施設や四季折々の美しい景観を盛り込んだローカル鉄道の旅を紹介するPR動画を制作し、SNS等で配信している。また、新年度は、秋の観光シーズンに合

わせ、福島鉄道博を磐越東線の沿線地域で開催し、県内外から積極的に誘客を図るなど、今後も沿線自治体と共に、駅周辺のにぎわいづくりや地域資源のさらなる磨き上げを進め、磐越東線沿線の魅力発信に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

引き続き、磐越東線の魅力発信に取り組んでほしい。

次に、カーボンニュートラルの実現について、ＬＥＤ照明は従来型照明よりも消費電力が小さく長寿命であることから、県が目指す2050年カーボンニュートラルの実現にも大きく貢献でき、2027年末には蛍光灯の製造や輸出入が禁止になることを踏まえると、ＬＥＤ照明の普及を一層進めることが必要である。

そこで県は、カーボンニュートラルの実現に向け、ＬＥＤ照明の普及にどのように取り組んでいくのか。

生活環境部長

ＬＥＤ照明の普及については、公共施設の脱炭素化に向け、庁内各部局との連携の下、県有施設での率先的な導入促進を図るとともに、市町村への支援に取り組んでいる。また、民生家庭部門における温室効果ガス排出量の削減に向け、家庭用照明のＬＥＤ化についても、様々な機会を捉えながら、省エネ効果や家計への負担軽減効果等のメリットを分かりやすく発信し、普及を進める。

佐久間俊男委員

引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けＬＥＤ照明の普及に努めてほしい。

次に、老朽化した水道管の更新についてである。２月に、千葉県大網白里市や埼玉県所沢市で水道管が破裂し道路が陥没するなど、全国で老朽化した水道管の破損事故が相次いでいる。水道統計によれば、上水道事業等で法定耐用年数の40年を超える水道管の割合は、令和５年３月末現在、全国で23.6%、本県では19.7%であり、施設更新のペースを上回り増加する傾向にある。水道事業者である市町村等では計画的に水道管の更新に取り組んでいるが、少子高齢化の進行により水道事業の経営環境が厳しくなる中、将来にわたり良質な水道を安定的に供給していくためには、県が市町村等を支援し、効率的に水道管の更新を進める必要がある。

そこで県は、老朽化した水道管の更新について、どのように市町村等を支援していくのか。

保健福祉部長

老朽化した水道管の更新については、高度経済成長期に敷設した法定耐用年数を超えた水道管の割合が増加している。このため、市町村等の水道事業者において計画的に更新できるよう、A I等の先端技術を活用した水道管の劣化診断に関する研修会を開催し、更新に必要な財源を国に要望するほか、国の交付金活用に関する技術的助言を行うなど、引き続き市町村等を支援していく。

佐久間俊男委員

次にスマート農業の推進についてである。スマート農業は、農業経営の改善に有効な手段であり、本県における導入経営体数は、令和5年度末で990経営体と、順調に導入が進んでいる一方、農家の高齢化や減少が著しい反面、担い手農家への農地集積が進み、一層の作業の効率化が求められる。このような中、GPSを活用したスマート農業機器が注目されており、機械操作の自動化による作業の効率化が図られ、若い農業者の確保やもうかる農業の実現にもつながる。

そこで県は、GPSを活用したスマート農業をどのように推進していくのか。

農林水産部長

スマート農業については、今年度、GPS等を利用した高精度測位システムを整備するとともに、これらに対応するトラクター等の自動操作機器やドローンなど、95件の導入を支援している。また、4月からのシステムの運用開始に向け、今月から利用申請の受付を開始した。引き続き、スマート農業の理解促進を図るセミナーの開催や機器導入を支援するなど、さらなる推進に取り組んでいく。

佐久間俊男委員

引き続き、若い農業者の確保、もうかる農業の実現に向けて、GPSを活用したスマート農業を推進してほしい。

次に、県管理道路の照明についてである。少子高齢化社会の進展と豊かな高齢社会の充実が求められる社会の中で、多様化する健康志向に積極的に取り組んでいる県民も多い。特に、フレイル予防として、ウォーキングなどは身近にできる健康増進対策として有効である。また、通勤通学の車道や歩道の安心・安全対策は、社会のニーズである。このような中で、県管理道路の照明は、道路照明施設設置基準により定められているが、都市計画道路、県管理の国道、都市部の県管理道路の一部においては、街灯や看板等が少なく、設置の要望がある。

そこで県は、県管理道路における道路照明の設置にどのように取り組んでいるの

か。

土木部長

国の設置基準に基づき、夜間に交通事故が発生するおそれのある交差点等に照明を設置することとしている。このため、道路の利用状況を踏まえながら、地元関係者、警察及び道路管理者による合同点検等を実施し、必要性の高い箇所に照明を設置するなど、利用者の安全確保に向けて取り組んでいく。

佐久間俊男委員

議員になり初めて道路照明について質問した。今回、課題として提起をし、さらに県民の声を聞いていく。

次に、本県が育成を目指す教員像についてである。東日本大震災からの教育の復興、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの学校教育の充実、県立高等学校改革の着実な実施など、教育長においては筆舌に尽くしがたい苦労があったことと胸中を察する。このような中、第7次福島県総合教育計画を進めるに当たり、児童生徒と一番身近に接する教員の働きこそが、未来を担う子供たちの成長に直結する。

そこで、本県が育成を目指す教員像について、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

本県が育成を目指す教員像としては、高い倫理観はもとより、教育に対する情熱や使命感を持って児童生徒と伴走し、自ら学び続ける教員である。このため、管理職が教員一人一人との対話により研修の受講を促すなどの取組を進めており、引き続き、県教育委員会が定めた教員育成指標を活用しながら、各教員の経験や適性に応じた資質の向上を図っていく。

佐久間俊男委員

大沼教育長とのやり取りはこれが最後になるが、万感胸に迫る思いがある。本県教育の発展のために尽力されたこと、心から感謝する。

次に、フィッシング被害の防止についてである。フィッシング対策協議会によれば、令和6年中に全国に寄せられたフィッシングの報告件数は約170万件であり、前年より約50万件以上増え、過去最高である。フィッシングとは、メールやSMSを不特定多数に配信し、実在する金融機関やクレジットカード会社、通信販売事業者等が提供するウェブサイトに類似したフィッシングサイトに誘導した上、ID・パスワードやクレジットカード番号等の個人情報を盗み取る手口である。今年2月

に警察庁が公表した「令和6年中の犯罪情勢」では、「フィッシングはインターネットバンキングに係る不正送金やクレジットカードの不正利用に使われており、これらの事犯には、匿名・流動化グループが関与する事例も確認されている。」とある。

インターネットが第2の公共空間となり、スマートフォンが普及し社会のデジタル化、キャッシュレス化が進んでおり、インターネットを利用する県民の誰もがフィッシング被害を受けるおそれが高まることから、その被害防止対策が必要である。

そこで県警察は、フィッシング被害の防止にどのように取り組んでいるのか。

生活安全部長

近年、実在する企業や官公庁等をかたるメールから、フィッシングサイトに誘導される事案が相次いでいる実態を踏まえ、防犯アプリやSNS等の媒体を活用し、現に偽のメールで使用されている企業名や官公庁名を摘示し注意喚起するなど、タイムリーかつ具体的な情報発信を行っているほか、企業や学校等を対象に情報セキュリティ講話を実施し、実際の手口や危険性、相談窓口等の周知に取り組んでおり、今後、被害の実態に応じた対策を講じていく。

佐藤義憲副委員長

これをもって佐久間俊男委員の質問を終わる。

暫時休憩する。

再開は午後2時40分とする。

(午後 2時28分 休憩)

(午後 2時40分 開議)

高宮光敏委員長

休憩前に引き続き、総括審査会を開く。

通告により発言を許す。

鳥居作弥委員。

鳥居作弥委員

日本維新・無所属の会の鳥居作弥である。

初めに、福島県総合計画の進行管理についてである。

総合計画は言うまでもなく本県の最上位計画である。その歴史は深く、昭和34年の福島県総合開発計画に始まり、多くの人々が策定に携わり、苦悩を重ね、名称や内容を変更しながら今も進化を続けている。私もその歴史を読んだところ、まさに本県の歩みと軌跡が記されており、計画は進化を続ける生き物であると改めて感じた。進化とは、各施策の精度を高め具体的な結果を生み出すことであり、そのためには、時代の要求に応え、社会の変化にも適用していく仕組みが重要である。

そこで県は、総合計画の進行管理をどのように進めているのか。

企画調整部長

総合計画の進行管理については、各部局において、目標値の達成状況等を踏まえながら、前年度の事業や施策の評価、分析を行うとともに、総合計画審議会において、外部有識者から専門的見地に基づく意見をもらい、事業の改善や次年度の事業構築等につなげている。引き続き、PDCAサイクルを着実に実行し、総合計画が目指す姿の実現に向け、適切な進行管理に取り組んでいく。

鳥居作弥委員

PDCAサイクルが非常に重要であり、その中でも特に、評価の客観性が担保され、根拠に基づいていることが大事であると思う。評価はデータ分析であり、データサイエンスが非常に大事である。これは、数学、統計学、情報工学及びプログラミングなど様々な要素を参考にしながら、有益な方向性を導き出すということである。知事が今定例会の冒頭で述べたEBPM、すなわち根拠に基づく政策立案をより確かなものにするためには、評価をより高度にしなければならないと思う。

そこで県は、総合計画の施策評価にどのように取り組んでいくのか。

企画調整部長

進行管理における施策評価については、県民への説明責任を果たし共感を高めるため、総合計画を推進する600余りの事業について、できる限りデータに基づく課題の分析を行い、今後の方向性を整理しながら事業の構築、改善につなげてきた。引き続き、有用なデータを活用し分析を深めるとともに、EBPMの手法を取り入れ職員の分析能力の強化を図るなど、事業評価の精度を高めながら総合計画を着実に推進していく。

鳥居作弥委員

職員のスキルアップのため様々な施策を講じることを理解した。

また別の視点では、データそのものの量を増やす必要があると思う。現在は県が収集したデータが主流であると思うが、民間企業が持つデータの中には有益なものが多くあり、データの母数が大きければ大きいほど評価の精度が向上すると思う。

データの母数を増やすことについて、県の考えを聞く。

企画調整部長

委員指摘のとおり、分析におけるデータの重要性を認識している一方、大量のデータになるとコストとの兼ね合いもあるが、できる限り有用なデータを入手して施策に生かしていく取組を引き続き進めていく。

鳥居作弥委員

審議会の意見などもあったが、意見と評価は大事であることから、引き続き検討願う。

次に、福島県こどもまんなかプランについてである。

現行のふくしま新生子ども夢プランが今年度末で終了することを受け、福島県こどもまんなかプランの策定が大詰めを迎えるが、名称が変わったため内容も以前と異なると思う。令和5年のこども家庭庁の発足と同時に施行されたこども基本法では、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現、子供等の意見の反映などが規定された。このこども基本法に沿ってプランを策定すると思うが、現行のプランとの相違点を確認したい。

そこで、福島県こどもまんなかプランにはどのような特徴があるのか。

こども未来局長

福島県こどもまんなかプランの特徴については、「こどもまんなかアンケート」を初めて実施し、その意見を尊重しながら、子供の育ちにに応じた施策を切れ目なく構築し、「こどもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画」を基本理念に掲げ、子供や若者が幸福を実感でき、夢や希望がかなう「こどもまんなかふくしま」の実現を目指すとした。

鳥居作弥委員

子供に対するアンケートを見たところ、数値化により非常に分かりやすかったが、アンケートを数値化することは非常に難しいと思った。午前中は幸せであったが午後はそうではないなど、幸福度は変化するものであり、子供はなおさらである。そ

れを含めてアンケートを数値化すると思うが、アンケート自体が目的となって形骸化しないようにするためには、背景にある様々な事象が大事である。そうした意味で、数値化された幸福度といった大事な背景を施策に反映させるためには様々な仕組みや技術が必要であると思う。

そこで県は、こどもまんなかプランをどのように進行管理していくのか。

こども未来局長

こどもまんなかプランの進行管理については、合計特殊出生率などこれまでの計画の指標に加え、子供の幸福度や自己肯定感のほか、生活環境等に関する子供の意識を指標として設定した上で、毎年「こどもまんなかアンケート」を実施し、指標の推移を丁寧に把握、分析していく。また、学識経験者等から専門的な意見を聞く子ども・子育て会議にその状況を報告し、プランの進行管理を行っていく。

鳥居作弥委員

アンケートの対象は、小学6年生、中学2年生、高校2年生の3学年のみである一方、子供の意見を聞くことがこども基本法の趣旨であることから、この3学年だけではなく多くの子供たちの意見を反映させるため、より幅広くアンケートを実施することで施策の精度が向上すると思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

アンケートについては、小学6年生、中学2年生、高校2年生の3学年のみを対象としているが、アンケートだけではなく子供たちの生の声を聴取することも大切であるとプランで定めている。企画調整部や教育庁が実施する子供参加の行事にも当局の職員が参加するなど、子供の意見を直接聞くことを特に大事にしながらプランの進行管理を進めていく。

鳥居作弥委員

様々な形で子供の意見をしっかりと取り入れながらプランを運用するよう願う。

次に、学校外教育バウチャー制度の導入についてである。

経済格差が教育機会の格差につながり、その格差の拡大が連鎖していくが、どのような背景があるとしても、純粋に子供たちの好奇心や探究心が満たされる環境が必要であると思う。経済的な理由により好奇心や探究心が黙殺されることは是正しなければならない。当然、「学校だけで十分である」、「勉強したいならば家でやるべき」、「税金を使ってやるべきことか」といった意見があることは承知しているが、

ピアノ、サッカー、野球、バスケットボール、書道、絵画など様々な好奇心を駆り立てるきっかけに対して、経済的な理由によりその可能性を摘み取ることがあつてはならず、その解決の糸口となるのが学校外教育バウチャー制度であると思う。

そこで、学校外での学習や体験などに対する助成制度、いわゆる学校外教育バウチャー制度を導入すべきと思うが、県の考えを聞く。

こども未来局長

学校外教育バウチャー制度については、県と市町村の役割分担や対象世帯の範囲、対象施設の地域偏在のほか、制度に対する県民理解などの課題があることから、十分な検討が必要であると認識している。今後、広域自治体として制度を先行導入している東京都や全国の市区町村の事例について情報収集に努めていく。

鳥居作弥委員

当然、よい面と悪い面があることから、しっかりと検討願う。

少し話は戻るが、私はこどもまんなかプランの「こどもまんなか」という言葉が非常に好きである。しかし、残念ながら、今の社会は子供を真ん中に置いて周りに誰もいない社会になりつつあるのではないか。昨年、私の友人夫婦に子供が生まれたが、出産の3か月前、その妊婦は一生懸命保育所を探していた。それが現実であり、なおかつ、0歳の子供を預けなければならない社会にも違和感を覚えた。本当の意味で子供を真ん中に置くのであれば、両親を社会の真ん中に置くことで必然的に子供も社会の中心に来ると思うため、そうした点も考慮すべきであることを意見として述べておく。

そうした中で、こどもまんなかプランの取りまとめの中心にいた局長は、本県の子供たちに対してどのような願いを込めてプランを策定してきたのか。

こども未来局長

子供の権利を主体的に捉え大切にすることは当然として、子供たちのアンケートから、親の幸せと子供の幸せの密接な関係が示されたことから、「こどもも親も幸せいっぱい！家族まるごと応援計画」を基本理念に掲げた。また、こどもまんなかプランの策定に当たり実施した結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査において、子育てに楽しさを感じるときが多いとの回答が8割以上であったことから、こうした思いを本当に大切にしていきたいと考えている。子供が慈しまれ、幸せを感じて成長することで、自分も家庭を持ち、子供を育もうとする意欲につながって

いくとの意味を込めてプランを策定した。新年度から、プランに盛り込んだ様々な施策をしっかりと展開し、社会全体で子供、若者、子育てを応援する機運を高め、多くの人に本県での子育てに幸せを感じてもらえるよう取り組んでいく。

鳥居作弥委員

先ほど話したとおり、計画は生き物であり魂があるからこそ進化できると信じている。局長の思いをしっかりと受け止めた。

次に、救急車の適正利用についてである。

近年、県内における救急車の出動件数が増加傾向にあり、令和5年の搬送者の内訳を見ると、高齢者の割合が66%であり、軽症での搬送者数も非常に増加している。今後も出動件数、搬送人数は増加していくと予想されている。当然、当事者が現場で軽症、中等症、重症といった判断はできないが、働き方改革の中でこの状況が続けば、近い将来、救急現場は崩壊するかもしれない。県内の救急車の現場到着までの平均所要時間も増加しており、本来救急を必要としている中等症者、重症者が適時適切に利用できなくなることは人命に関わる問題である。

そこで、県は救急車の適正利用にどのように取り組んでいくのか。

危機管理部長

救急車の適正利用については、看護師等が電話で相談に対応する＃7119や、症状の緊急度を判定できるＱ助（全国版救急受診アプリ）の利用を促すなど、適切な救急要請の啓発に努めている。高齢化の進展等により救急需要の増加が見込まれる中、防災イベントや防災出前講座等における情報発信のほか、消防機関や市町村、医療機関などと連携し、地域住民への周知を図るなど、救急車の適正利用への取組を一層進めていく。

鳥居作弥委員

ただいま部長から説明があった＃7119やＱ助に加え、＃8000の利用も増加傾向にあり、一般的には出動件数の減少が想定されるが、実際には出動件数が増加している。様々な施策を講じていることは理解したが、現在の施策では出動件数の増加を抑制できないのではないかと。一部のデータからは、軽症者の利用が多く、その中でも特に高齢者の利用が多いことが読み取れることから、対象を絞った広報や啓発が必要であると思う。

そこで、全体的な広報の在り方について、県の考えを聞く。

#### 危機管理部長

#7119やＱ助を利用することで、自分の症状を把握し、救急車を呼ぶべき事象であるか容易に判定できることから、医療機関の協力を得てポスターを掲示したり、消防本部と連携しながら利用を働きかけたりするなど、高齢者も対象に含めた普及啓発に取り組んでいく。

#### 鳥居作弥委員

茨城県などでは、一定の要件を満たす場合、救急車の使用料を選定療養費として徴収する制度を開始した。これに対しては評価が分かれ、結果として救急車の使用を抑えることにつながることはよくないと思うが、軽症の高齢者による利用が多いとのデータがあることから、高齢者に届くような広報啓発活動を願う。

最後に、アクアマリンふくしまについてである。

昨年の9月定例会においても、子供たちに身近に感じてもらうために無料化を訴え、検討するとの答弁を受けた。年中無料にすると財政面での影響が非常に大きいと考えるため、段階的でもよいので、1年のうち1日でも子供たちが自由に入館して家族と一緒に海や生物に触れ合う機会をつくっていくことが必要であると思う。

そこで、アクアマリンふくしまに子供無料の日を設けるべきと思うが、県の考えを聞く。

#### 文化スポーツ局長

アクアマリンふくしまの子供料金については、未就学児は無料としているほか、学校による教育活動の場合には本県独自に全額免除としている。子供無料の日の設定については、管理運営を委託している指定管理者と共に、類似施設の状況や、無料にした場合の経費等も含む影響と効果についての検証が必要になると考えており、慎重に検討している。

#### 鳥居作弥委員

引き続き、検証、検討を行うとのことであるが、上野動物公園や葛西臨海水族園においては、都民の日やゴールデンウィークに親も子供も全員無料にしている。物価高騰により、県立美術館や県立博物館の入館料を値上げする方向が打ち出されつつあるが、そうしたときだからこそ、本県が子供に対して頑張っていることをPRするためにも、1日だけでも無料の日を設けてほしい。

そうしたことを含め、より深く検証してほしいが、具体的な時期などの検討状況

を聞く。

文化スポーツ局長

アクアマリンふくしまは、来年度に25周年を迎え、これまでに1,700万人を超える来館者があった。さらに、教育旅行の定番のコースに組み込まれるなど、子供たちに人気の施設となっている。そうした中、子供無料の日の設定は、子供たちのみならず保護者からも親しまれる施設として周知を図る視点であり、一つの提案として受け止めたいと考えている。その上で、対象範囲を県内からの来館者のみにすべきか、小学生の身分確認方法、設定日は混雑期か閑散期か、当日の警備体制、収入減を誰が負担するかといった様々な検討課題がある。したがって、現時点では、引き続き検証、検討を行っていくとの答弁にとどまる。

鳥居作弥委員

9月定例会でこの質問をした後、地元に帰り、局長が検証、検討を行っていることを話したところ、政治家や行政の検討、検証はやらないことと同義ではないかと言われた。そうならないようしっかりと検証、検討を行い、結果はどうあれ公表してほしいため、前向きな検討を要望する。

高宮光敏委員長

これをもって鳥居作弥委員の質問を終わる。

(午後 3時 7分)

(午後 3時 8分)

高宮光敏委員長

通告により発言を許す。

大橋沙織委員。

大橋沙織委員

日本共産党の大橋沙織である。

今月11日で東日本大震災と原発事故から14年が経過したが、今もなお様々な被害が続いている。

初めに、本県産業の復興の現状についてである。

本県は米をはじめキュウリやトマト、桃など様々な野菜と果樹の全国有数の産地であるが、原発事故により本県の第一次産業は大きな被害を受け続けている。

避難地域12市町村の営農再開率を聞く。

農林水産部長

避難地域12市町村の営農再開率は令和5年度末時点で49.7%である。

大橋沙織委員

飯舘村及び双葉郡8町村は役場ごと全町村避難を強いられた。

全町村避難した9町村の震災前と現在の水稻収穫量を聞く。

農林水産部長

9町村の水稻収穫量については、震災前の平成22年産が2万4,067t、令和6年産が4,299tである。

大橋沙織委員

まだ震災前の17%という状況である。

本県漁業が本格操業再開へ向かう中、一昨年8月24日、政府は国民や漁業者の反対を押し切りALPS処理水の海洋放出を強行した。

本県沿岸漁業における震災前と現在の水揚げ量及び水揚げ金額を聞く。

農林水産部長

沿岸漁業の水揚げ量及び水揚げ金額は、震災前の平成22年が2万5,914t、92億3,000万円、令和5年が6,644t、39億7,000万円である。

大橋沙織委員

水揚げ量は25.6%、水揚げ金額は43%しか回復しておらず、厳しい状況が続いていると思う。

次に、避難地域の商工業の現状について、避難地域全体の営業再開率は87.9%であるが、双葉郡の商工会会員事業所のうち地元に戻り事業を再開した割合を聞く。

商工労働部長

双葉郡の商工会会員事業所のうち地元に戻り事業再開した割合は、本年2月時点で59.3%である。

大橋沙織委員

2016年に商工業、2019年に農林業の賠償が打ち切られた。その際、東京電力は被害が継続する限り賠償すると言っていたが、実際は事故との相当な因果関係の立証

を強引に求め、追加賠償の支払いは事実上打ち切られている。あるしみ餅農家は、何度も被害の実態を訴え賠償を求めたことで賠償の支払いが実現したが、実際に支払われるまでに数年かかった。

農林業及び商工業の一括賠償後の追加賠償について、東京電力に対し、被害者からの賠償請求に誠実に対応するよう強く求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

事業者等への追加賠償については、これまでも、東京電力に対し、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情を十分に踏まえた上で、被害の実態に見合った賠償を行うようあらゆる機会を捉えて求めてきた。引き続き、国や東京電力に対し、被害の実情を踏まえた賠償が的確かつ円滑になされるよう求めていく。

大橋沙織委員

本県の産業はいずれも復興途上であり、あらゆる機会を捉えて要望しているとのことであるが、2019年3月時点における商工業分野での一括賠償後の追加賠償請求約900件のうち、合意されたのは僅か9件であり、現在は件数すら公表していない。こうした東京電力の不誠実な姿勢は許さないとの立場で厳しく対応するよう要望する。

次に、原発事故による避難者の状況についてである。

時間の経過とともに避難者の状況が複雑化、深刻化する中、県が国と一体で被災者や避難者を切り捨てる政治を進めていることは許せない。

国は、避難解除から10年が経過した自治体から医療・介護の減免を段階的に廃止するとして、広野町などで一部負担が始まっている。避難による体調悪化で医療や介護を必要とする人が多く、避難市町村の国民健康保険税と介護保険料は全国の中で非常に高い水準であり、減免がなくなれば住民にとって非常に重い負担となるため、不安の声が広がっている。この問題について複数の避難自治体と懇談した際、ある職員は、減免がなくなり避難先の自治体に住民票を異動する人が増えれば、避難自治体の存続が非常に困難になるとの不安を漏らした。医療・介護の減免打切りは、避難者をさらに追い詰めると同時に、自治体の存続にも関わる深刻な課題である。

避難指示区域等の国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置を継続するよう国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

避難指示区域等における国保税、介護保険料、医療費の一部負担金等の減免措置については、国が関係市町村の意見を聞きながら検討を進め、昨年度から順次見直しが行われている。県としては、国に対し、対象となる住民の不安や疑問に丁寧に対応するよう求めている。

大橋沙織委員

国は減免措置の打ち切りを前提に進めていることから、県が避難者の生の声や市町村の実態を把握すべきと思う。また、国に対して減免措置の継続を求めるよう重ねて要望する。

次に、大熊町と双葉町には今も避難指示が出されている中、県は応急仮設住宅の供与を来年3月末で打ち切ることとしたが、供与打切りは住まいを奪うことにつながる。

避難指示が継続する限り、大熊町及び双葉町からの避難者に対する応急仮設住宅の供与を継続すべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

応急仮設住宅については、大熊町及び双葉町において住環境や生活環境が一定程度整う見通しとなったことなどを踏まえ、国や両町と協議し、供与終了を決定した。引き続き、入居者の意向を丁寧に聞き、関係機関・団体と連携しながら、1日も早い生活再建につながるよう、きめ細かな支援に取り組んでいく。

大橋沙織委員

次の住まいが未定の避難者も数名いると聞いていることから、次の住まいがしっかりと決まるまで県がサポートするよう願う。

次に、自民党政治の下で、原発事故の被害は小さく、まるでなかったかのように扱われており、避難者数の集計方法にその姿勢が反映されている。

避難指示が出された区域の住民基本台帳に基づく人口及び居住人口を聞く。

避難地域復興局長

令和7年3月1日現在、避難指示が出された市町村の住民基本台帳に基づく人口の合計は6万7,292人であり、居住人口の合計は2万3,231人である。

大橋沙織委員

答弁のとおり、住民登録者数の約6万7,000人から居住者数の約2万3,000人を差

し引くと、約4万4,000人が現在の避難者数となるが、県は、復興公営住宅の入居者や住宅の購入者などを避難者数から除外している。

県内外の避難者数の捉え方について、市町村の集計方法に合わせるべきと思うが、県の考えを聞く。

避難地域復興局長

避難者数については、県内避難者数は、災害救助法の考え方を踏まえ、応急仮設住宅の入居者等を集計するとともに、県外避難者数は、全国避難者情報システム等を基に復興庁が取りまとめている。一方、避難元の市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえ、避難先で自宅を再建した人等も含め、幅広く集計していると聞いており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えた数字であると考えている。

大橋沙織委員

県においては危機管理部が県内避難者を把握しているが、原発事故から14年が経過し、県内外で区別する必要性を検討する時期に来ていると思う。市町村は住民との関係維持の観点から幅広く集計しているとの説明があったとおり、市町村は避難者の実態を把握していると思うが、県が国の集計方法を準用していることは問題である。避難12市町村が把握している避難者数の合計は約5万4,000人であるが、県が発表している避難者数は約2万5,000人であり、約3万人の大きな差がある。避難者数を少なく見せて原発事故の被害をなかったことにするのが国の狙いである。

県は、復興公営住宅などに入居する避難者に対して支援を継続していることから、そうした実際に避難を継続している人を避難者数に含めるべきと思うが、再度県の考えを聞く。

避難地域復興局長

県内避難者数は災害救助法の考え方を踏まえて集計しており、県外避難者数は全国の自治体の協力により国が集計している。一方、地元の市町村においては、住民との関係維持の観点なども踏まえ幅広く集計しており、避難者の状況をそれぞれの観点で捉えたものであると考えている。

大橋沙織委員

繰り返すが、市町村がより実態を把握しており、県も復興公営住宅の入居者には支援員を配置するなど支援を継続していることから、より実態に近い数字を避難者

数として扱うべきであると思うので、要望として述べておく。

次に、第7次エネルギー基本計画についてである。

一たび原発事故が起きると14年経過してもなお被害が継続しているが、2月18日に閣議決定された第7次エネルギー基本計画は、事故の教訓を踏まえたものではなく、そればかりか原発の最大限活用へと大きくかじを切った。国の目標である原発2割を達成するには、既存の原発と60年以上経過した老朽原発を稼働させても足りず、新增設が前提となっている。老朽原発も含めた原発の最大限活用は事故の危険性を格段に高め、原発事故の反省の「は」の字もない計画である。

第7次エネルギー基本計画で原発の最大限活用へと方針転換されたことに対する知事の認識を聞く。

知事

エネルギー基本計画については、エネルギーの安定供給や環境への適合などを実現するため、国の責任において策定するものと認識している。県としては、引き続き、様々な機会を通じて、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを発信していく。

大橋沙織委員

原発事故の現状と教訓を踏まえるのであれば、第7次エネルギー基本計画の撤回をしっかりと求めるべきであり、知事が今定例会の所信表明で語った、こうした悲劇を二度と繰り返さないとの思いは多くの県民の願いであると思う。3日付けの県民世論調査では、エネルギー基本計画に原発の最大限活用が明記されていることに関する質問に対し、「原発を今より減らすべき」との回答が35.7%、「ゼロにすべき」が21.9%であり、その合計は過半数となった。さらに、「今のままでよい」の22.5%も含めると、80.1%の圧倒的多数が原発の推進を望まない結果となった。知事はこの県民の思いを踏まえ、国にエネルギー基本計画の撤回を求めるべきではないか。原発の最大限活用は原発事故の危険性を高めることである。

知事は、国のエネルギー基本計画を認めるとのことでよいか、再度聞く。

知事

福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえるべきであること、住民の安全・安心の確保を最優先にすべきであることを本県として訴えていく。あわせて、二度と本県のような苛酷な事故を起こしてはならないことを国内外に発信していく。

大橋沙織委員

先ほども述べたとおり、国のエネルギー基本計画では、60年以上も運転を続けた老朽原発すら稼働させようとしており、さらには新增設もしていく。そうした中で当然事故の危険性は高まると思う。国にエネルギー基本計画の撤回を求めないということは、再び安全神話に陥ることと同義であることから、すぐに撤回を求めている。

次に、訪問介護サービスの継続についてである。

訪問介護事業所の倒産、閉鎖が相次ぎ、社会福祉協議会が訪問介護事業から撤退する事例も出ている。訪問介護サービスを受けられず、10割負担のサービスを紹介されたとの事例もあり、訪問介護は崩壊状態と言える。しんぶん赤旗の調査では、全国で事業所ゼロの自治体が107町村あり、県内でも社会福祉協議会が訪問介護事業から撤退してしまうのではないかと不安の声が上がっている。

訪問介護事業所がない市町村数を聞く。

保健福祉部長

令和7年1月1日現在で県指定の訪問介護事業所がないのは13町村である。

大橋沙織委員

12月末時点のしんぶん赤旗の調査では、訪問介護事業所がない自治体は8町村であったことから、状況は深刻化していると思う。さらに、県の聞き取りでは、事業所が1つしかない自治体は17町村とのことであったため、しんぶん赤旗の調査以降に事業所が閉鎖し、事業所がない自治体になってしまったと思われる。事業所がゼロまたは1つしかない自治体の合計は30町村であり、県内の過半数が危機的状況である。本県は全国で最も空白が深刻な県となっており、その多くは会津地方、県南地方、双葉郡など高齢化率が高い地域である。

訪問介護事業所の運営継続に向け、県はどのように支援するのか。

保健福祉部長

訪問介護事業所の運営継続については、処遇改善加算の取得のため事業所へ専門家を派遣するとともに、避難指示解除区域等においては、事業所への運営費を補助するなど訪問介護事業所を支援している。

大橋沙織委員

訪問介護の継続は当然必要であるが、国は在宅介護へ方針転換しながらサービス

の維持には無責任であり、「保険あって介護なし」の現状は放置できない事態である。

事業所ゼロの市町村においては、介護保険制度の発足時に事業を担っていた社会福祉協議会が訪問介護事業を再開すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

訪問介護事業については、介護人材の確保や職場環境の改善、物価高騰対策などを通して、社会福祉協議会を含めたあらゆる事業所が安定して運営できるよう支援していく。

大橋沙織委員

現在の危機的な状況は、昨年の訪問介護報酬の引下げが原因である。

訪問介護について、直ちに介護報酬引上げを国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

訪問介護の介護報酬については、基本報酬の引下げ等の影響を適切に検証し、必要に応じた介護報酬の臨時改定等の措置を講じるよう、全国知事会を通して国に求めている。

大橋沙織委員

次に、带状疱疹ワクチンの定期接種についてである。

新年度から带状疱疹ワクチンが定期接種に加わることは、この間の要望の反映であり前進である。一方、不活化ワクチンは2回接種する必要がある、1回2万円と高額であることから、接種費用補助の要望は非常に大きい。

带状疱疹ワクチンの定期接種について、低所得者に限らず広く無料で受けられるようにすべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

带状疱疹ワクチンの定期接種費用の無料化については、予防接種法による実施主体である市町村において、接種の対象者数など、それぞれの状況を踏まえながら判断されるものと考えている。

大橋沙織委員

新年度から定期接種になるが、国の交付税措置は低所得者分の僅か3割である。市町村がどこまで補助を行い、本人負担が幾らになるのかは市町村の判断となる。

带状疱疹ワクチンの定期接種について、市町村の負担軽減のため県独自の支援が必要と思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

带状疱疹ワクチンの定期接種費用に係る市町村への支援については、インフルエンザワクチン等と同様に、市町村の判断により定期接種対象者への一部助成が実施されるものと認識している。

大橋沙織委員

いずれも市町村判断とのことであるが、市町村任せではなく、県民の負担軽減のために県としての手だてが必要と思うため、要望として述べておく。

带状疱疹ワクチンの定期接種は新年度から始まるが、どのように周知徹底するのか。

保健福祉部長

带状疱疹ワクチンの定期接種の周知については、定期接種の実施主体である市町村と連携し、広報紙やホームページ等を活用しながら、対象となる高齢者やその家族などに対し周知を図っていく。

大橋沙織委員

次に、奨学金返還支援についてである。

県が行う奨学金返還補助について、新年度から公務員以外の全産業が対象になる。これまで利用率の低さが課題であったが、対象の拡大により、さらに多くの人が利用することを期待する。当該制度の活用促進のため、最も当該制度を必要とする高校生やその保護者、高校の教員などに対し、当該制度をしっかりと周知すべきである。

奨学金返還支援制度の利用促進に向け、大学等に進学する前に周知すべきと考えるが、県の考えを聞く。

商工労働部長

奨学金返還支援制度については、これまで学生や保護者を対象にSNS等による情報発信や県内のスーパー等でのポスター掲示などにより、広く周知してきた。加えて、高校生を対象とした企業説明会や社会人講話など、様々な機会を捉えて、学校現場とも連携しながら、大学等に進学する前の高校生への周知に取り組んでいく。

大橋沙織委員

スーパー等でのポスター掲示や企業説明会、高校生向けの講話に取り組んでいるとの説明があったが、高校生に直接伝えることが一番大事である。教員や保護者も知らないとの現状があることから、高校生や保護者向けにチラシを配布するなど様々な方法があると思う。

その際、教育庁との連携が必要になると思うが、利用促進と周知徹底について部長の考えを聞く。

商工労働部長

先ほども説明したとおり、県内の高校生を対象とした企業説明会や、比較的若い社会人の話を聞く社会人講話等の機会を捉えて周知しているが、いずれにしても学校の協力を得て授業の中で実施していることから、引き続きしっかりと連携し周知に努めていく。

大橋沙織委員

引き続き、制度の利用促進に向けてよろしく願う。

以前と同じく50件程度の利用しか見込んでおらず、対象の拡大と併せて予算の拡充も必要であると思うが、どうか。

商工労働部長

奨学金返還支援事業については、令和2年度から募集を開始し、学生及び既卒者を対象に認定してきた。県内での5年間の就業が要件であることから、今後、実際に返還の支援を受ける対象者が発生する。これまでの実績として予算満額までは認定されていないが、まずはしっかりと対象者への返還を行い、周知に努めながら予算をしっかりと執行していく。

大橋沙織委員

当該制度は公務員が対象外であるが、現状では教員不足が深刻である。そうした県の課題とも関連づけた制度の充実や利用促進を要望する。

次に、住宅セーフティーネット制度及び省エネ住宅の推進についてである。

現在、県内では4市町で住宅セーフティーネット制度が実施されている。

住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業を実施している4市町における登録戸数及び今年度の家賃低廉化補助の件数を聞く。

土木部長

4市町におけるセーフティーネット住宅の登録戸数は、本年2月末時点で1万

1,917戸であり、今年度の家賃低廉化補助の件数は合計160件を見込んでいる。

大橋沙織委員

今年の秋頃に住宅セーフティーネット改正法が施行されるが、現在実施しているいわき市のある大家は申請手続が面倒であると話していた。福祉部門をはじめ幅広い関係者で構成する福島県居住支援協議会が申請手続をサポートしているが、県内には1つしかない。今後、制度を実施する市町村を広げる上で居住支援協議会の役割は重要である。

高齢者や低所得者の住宅確保のため、市町村による居住支援協議会が早期に設置されるよう支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

市町村による居住支援協議会については、これまで、福島県居住支援協議会を通じて市町村における居住支援の実態や課題等を共有しながら、協議会設置の検討を促しているところであり、今後とも、地域の住宅事情を踏まえた市町村の居住支援協議会が早期に設置されるよう、情報提供や事例紹介等の支援を行っていく。

大橋沙織委員

県は、新年度から新婚世帯と子育て世帯に限り、住宅セーフティーネット制度に係る県負担分の補助額を増額する。原発事故以降、本県の賃貸住宅の家賃は1万円以上値上がりし、最近では物価高騰などの影響もあり家賃がかなり高額になっている。

住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業をさらに普及させるため、市町村を支援すべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

住宅セーフティーネット制度を活用した補助事業については、民間賃貸住宅の家賃等を補助する市町村へ財政支援するとともに、事業導入のメリットや活用事例の紹介など制度の周知を図っているところであり、引き続き、市町村が補助事業に取り組めるよう支援していく。

大橋沙織委員

若者の半数は非正規雇用であり、実家から離れて生活したいと思っても、家賃が高いため現在の給料では生活できないとの声を多く聞く。若者の県内定着を促進するため、制度の対象に若者を含めるべきと思うが、県の考えを聞く。

土木部長

所得の低い若者の住宅確保のための家賃補助の促進については、住宅セーフティーネット制度を活用する市町村の増加と賃貸人等の協力の双方が必要であることから、各種会議や訪問などにより、市町村へ補助創設を働きかけるとともに、賃貸人等に対して住宅登録の協力を要請している。引き続き、所得の低い若者が住宅を確保できるよう取り組んでいく。

大橋沙織委員

次に、福島県省エネルギー住宅改修補助事業について、予算では200件を見込んでいたが、今年度の補助件数を聞く。

土木部長

福島県省エネルギー住宅改修補助事業の今年度の補助件数は、10件を見込んでいく。

大橋沙織委員

大きな差がある状況である。一方、昨今の地球温暖化は災害級であり、省エネルギーの推進に向けて住宅の断熱性向上などは欠かせないことから、施工業者から県民の制度を継続してほしいとの要望がある。

県は、省エネルギー住宅改修補助事業の利用促進に向けてどのように取り組んでいくのか。

土木部長

省エネルギー住宅改修補助事業の利用促進については、断熱改修を行い、窓や壁、天井等の断熱性能を高めることにより、省エネルギー化や居住環境の向上のほか、ヒートショックを抑制し健康を維持するなどの効果があることから、チラシ等により事業者をはじめ広く県民へ周知を図るなど、補助事業の利用促進に取り組んでいく。

大橋沙織委員

当然県の制度は必要であり、さらに利用率を伸ばしたいと思うが、利用率が伸び悩む背景として、年度内の工事完了が条件であることや申請書類が多いことなどがとても面倒であるとの声がある。

この点について制度の見直しが必要であると思うが、県の考えを聞く。

土木部長

県の補助事業については、窓や壁、天井等を一体的にしっかりと断熱することが

要件であり、部分的な断熱ではなく、脱衣所なども含めた利用頻度が高い部屋をまとめて断熱する制度であることから、引き続き当該制度を継続していく。

大橋沙織委員

最後に、川俣高校の寄宿舎の整備についてである。

川俣高校は全国募集となり寮の整備が課題である。全国募集に当たり、4月入学者分の寮の整備については町が全額負担したが、寮整備について県が支援してほしいと以前から繰り返し要望を受けている。

川俣高校の生徒が減少し、全国募集に至った背景には、原発事故と県の高校改革がある。震災前、川俣高校においては大多数を川俣町と飯舘村の生徒が占めていた。しかし、原発事故で飯舘村が全村避難となり、川俣町も山木屋地区が避難地域となったことから、町外への避難を決めた若者もいた。

原発事故の影響で川俣高校の生徒数は急減し、高校改革前期実施計画で機械科が廃止対象となった。工業の町である川俣町にとって、機械科の卒業生は有望な人材であり、改革懇談会の際にも、地元商工会関係者などから機械科の存続を求める声があった。こうした特別な事情を踏まえ、県が寮の整備をすべきである。

川俣高校における学区外からの生徒の受入に伴う寄宿舎の整備について、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

川俣高校については、入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いに基づき、来年度から川俣町との連携の下、町において寄宿舎を整備し、学区外からの生徒を受け入れることで、学校及び地域の活性化につなげていく。県教育委員会としては、生徒の地域に対する愛着や貢献意識を高められるよう、町と連携しながら、引き続き魅力ある学校づくりに取り組んでいく。

大橋沙織委員

高校改革の名の下に川俣高校の機械科が廃止され、その前提となった生徒の減少は原発事故の影響によるものと県教育委員会も認めていた。こうした川俣高校の現状をつくったのは県の高校改革である。町が必死に高校存続と生徒獲得に向けて頑張っている中、県は何もしないのか。

川俣高校の寄宿舎整備に県が責任を負うべきと思うが、再度、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

学区外からの生徒の受入れに当たっては、町が生徒の身元引受人になることや生活場所としての寄宿舍を整備するなど、町の協力を得られたことから、県教育委員会において、県外を含む学区外からの出願を可能とする弾力的な取扱いをした。引き続き、地域協働推進校である川俣高校において、地域創生の核となり社会に貢献できる人材育成に取り組んでいく。

大橋沙織委員

県立高校であることから、当然県が責任を負うことを要望する。

高宮光敏委員長

これをもって大橋沙織委員の質問を終わる。

以上で本日の総括審査会を終わる。

明3月18日は午前10時半より総括審査会を開く。

これをもって散会する。

(午後 3時49分 散会)